平成13年3月2日(金曜日)第1回定例会

出席議員(24名)	
1番 佐 竹 敬 一 議員 2番 松 田	孝 議員
3番猪倉謙太郎議員 4番石川	忠 義 議員
5番 荒 木 春 吉 議員 6番 安孫子	市 美 夫 議員
7番 柏 倉 信 一 議員 8番 鈴 木	賢 也 議員
9番 伊 藤 忠 男 議員 10番 髙 橋	秀 治 議員
1 1 番 髙 橋 勝 文 議員 1 2 番 渡 辺	成 也 議員
1 3 番 新 宮 征 一 議員 1 4 番 佐 藤	頴 男 議員
15番 伊 藤 諭 議員 16番 佐 藤	暘 子 議員
1 7 番 川 越 孝 男 議員 18 番 内 藤	明 議員
1 9 番 松 田 伸 一 議員 2 0 番 井 上	勝・議員
2 1 番 那 須 稔 議員 2 2 番 遠 藤	聖 作 議員
23番 伊 藤 昭二郎 議員 24番 佐 藤	清 議員
欠席議員(0名)	
説明のため出席した者の職氏名	
佐藤誠六市長松村眞一郎	助役
渋谷勝吉 収入役 大泉愼一	教 育 委 員 長
奥 山 幸 助 選 管 委 員 長 武 田 浩	農業委員会会長
兼子昭一庶務課長 荒木恒	企画調整課長
宇野健雄 財政課長 安食正人	税務課長
井 上 芳 光 市 民 課 長 石 山 修	生活環境課長
安達勝雄 土木課長 片桐久志	都市計画課長
安 彦 守 下 水 道 課 長 佐 藤 毅	農林課長
那 須 義 行 商工観光課長 鹿 間 康	地域振興課長
芳 賀 友 幸 健康福祉課長 沖 津 志 郎	会計課長
浦 山 邦 憲 水道事業所長 布 施 崇 一	病院事務長
保科弘治 教育長 石川忠則	管理課長
草 苅 和 男 学校教育課長 斎 藤 健 一	社会教育課長
	選挙管理委員会
	事務局長
	監 査 委 員 事 務 局 長
農業委員会	- W 10 C
真木憲一事務局長	
事務局職員出席者	
安孫子勝一事務局長鈴木一徳	局 長 補 佐
丹野 敏幸 庶務主査 柴崎 良子	調査主査

議事日程第1号

第1回定例会

平成13年3月2日(金) 午前9時30分開議

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - " 2 会期決定
 - " 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
 - (2)総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
 - (3)海外行政産業視察報告について
 - 4 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて "
 - 5号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第7号) 5 議第 "
 - 議第 6号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算 6 (第3号)
 - 7 議第 7号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) "
 - 8号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 8 議第 "
 - 9 議第 9号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号) "
 - 10 議第 10号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号) "
 - 議第 11号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 " 1 1 (第1号)
 - 12 議第 12号 平成13年度寒河江市一般会計予算 "
 - 13 議第 13号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算 "
 - 14 議第 14号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
 - 15 議第 15号 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 "
 - 16 議第 16号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 "
 - 17 議第 17号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算
 - 18 議第 18号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算 "
 - 19 議第 19号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 "
 - 20 議第 20号 平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 "
 - 2 1 議第 2 1号 平成 1 3 年度寒河江市立病院事業会計予算 "
 - 議第 22号 平成13年度寒河江市水道事業会計予算 2 2 "
 - 2 3 議第 23号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
 - 24 議第 24号 寒河江市職員の再任用に関する条例の制定について "
 - " 2 5 議第 25号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 26 議第 26号 寒河江市少子化対策基金条例の廃止について
 - 27 議第 27号 寒河江市市税条例の一部改正について "
 - 2 8 議第 28号 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正に ついて

- * 29 議第 29号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について
- # 30 議第 30号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について
- # 3 1 議第 3 1号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 〃 32 議第 32号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- * 33 議第 33号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- " 34 議第 34号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- w 35 議第 35号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定について
- " 36 議第 36号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- "37 議第37号 西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更について
- " 38 議第 38号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 〃 39 議第 39号 損害賠償の額を定めることについて
- # 40 議第 40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- # 41 請願第 1号 「県 輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求める請願
- # 42 請願第 2号 WTO農業交渉に関する請願
- ″ 43 施政方針説明
- # 44 議案説明
- # 45 質 疑
- " 46 予算特別委員会設置
- # 47 委員会付託

散 会

平成13年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより平成13年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可をしておりますことを申し添 えます。

会議録署名議員の指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番猪倉謙太郎議員、24番佐藤 清議員を 指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 3 月22日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

													· ·	
月	日	時	間			会				議			場	所
3月	2日(金)	午前9時	:3 0分	本	会	議	会権議説等	朋 雑 巻 月 時 別 ままままままままままままままままままままままままままままままままま	三、諸 員の 請願上 義案説	署名が経済をはいる。というでは、おりは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	報告、者推議施政法 質疑、	、 人 薦、 方針 、予	議	場
		本会議終	了後	予算	拿特 另	削委員会	付計	託	案	件	審	查	議	場
3月	3日(土)		f	木								会		
3月	4日(日)			木								会		
3月	5日(月)			木							_ 	会		
3月	6日(火)	午前9時	3 0分	本	会	議			般	質		問	議	場
3月	7日(水)	午前9時	3 0分	本	会	議			般	質	- <u></u>	問	議	場
3月	8日(木)		t	木			会							
3月	9日(金)	午前9時	3 0 分	本	会	議			般	質		問	議	場
3月1	0日(土)			木			会							
3月1	1日(日)			木			会							
				総	務	委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第2	会議室
3月1	2日(月)	午前9時	30分	文教	 效経》 	音委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第4	会議室
					生	分科会	付	託	案	件	審	查	第2	会議室
3月1	3日(火)	午前9時	3 0分	建	設	委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第4	会議室
3月1	4日(水)	午前9時	3 0 分	総	務	委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第2	会議室

	-											
		文教	效経済	季員会								
				分科会	付	託	案	件	審	查	第4名	会議室
		厚	生	委員会								
				分科会	付	託	案	件	審	查	第2名	会議室
3月15日(木)	午前9時30分	建	設	委員会								
				分科会	付	託	案	件	審	查	第4名	会議室
3月16日(金)	t		会									
3月17日(土)	ţ		会									
3月18日(日)	f		会									
3月19日(月)	t		会									
3月20日(火)	t		会									
3月21日(水)	午前9時30分	予算	拿特 另	则委員会	付	託	案	件	審	查	議	場
				_	議案	・請・	願上	:程、	委員	 長		
3月22日(木)	午前9時30分	本	会	議	報告	5、質	疑・	討論	・採	決、	議	場
					閉会	<u> </u>						

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

- (1)定例監査結果等報告について
- (2)総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- (3)海外行政産業視察報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

佐竹敬一議長 日程第4、人権擁護委員の候補者の推薦に関し、意見を求めることについて議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者4名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問により同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、議第5号から日程第42、請願第2号まで38案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第43、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成13年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成13年度の市政運営に臨む 私の基本理念と施策の大意を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

私は、去る12月の市長選挙において、引き続き市政に資する光栄に浴することになりました。再び市政を担当するに当たり、過去16年間に多くの市民の皆様から受けた御支援、御協力を肝に銘じ、また20世紀と21世紀の両世紀にかけて市政を預かる重責をかみしめつつ、一層清新な気持ちで、新時代において寒河江市がさらにゆとりと活力にあふれる都市として発展していけるよう、誠心誠意努力していかなければならないと思いを新たにしているところであります。

私は、これまで一貫して市民の立場に立った清潔で信頼される市政運営を基本に、市民と一体となって美しく 潤いのあるまちづくりを進めてまいりました。

昨年、本市は市民、企業、行政が一体となった花のまちづくりと、都市の緑化推進、緑の保全への取り組みが 高い評価を受け、第10回全国花のまちづくりコンクールにおいて、農林水産大臣賞を、また第20回緑の都市賞に おいて、都市緑化基金賞を受賞しました。

このことは、本市が市民を挙げて「花と緑・せせらぎで彩る美しいまちづくり」に取り組んできた成果であると考えており、まさに寒河江市にふさわしい賞をいただいたと思っているところであります。今後とも、寒河江の原風景を大切にし、自然景観を守り、それを活かした美しく、品格を備えた気品のあるまちづくりを進めてまいります。

昨年実施された国勢調査においては、全県的に人口の減少傾向が示される中、本市は人口、世帯数とも増加するなど、全国的な統計調査の上においても、市政の着実な発展が示されたこととなり、引き続き時代を先見した施策の展開を図り、本県内陸部の中核都市として確固たる地位を築いてまいりたいと考えております。

さて、20世紀は経済的には豊かな社会が実現された時代でありましたが、少子高齢社会の到来、情報通信技術、IT革命やグローバル化の進展、環境問題の顕在化等に伴うさまざまな課題があらわれてきており、21世紀においては、経済的な豊かさだけでなく、多様な価値観が満たされる社会を築くことが求められております。そのため、地方自治も大きな変革を迫られることとなり、地方分権の推進により、地方自治体は自主性、自立性を持ってみずからの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことが求められるとともに、行政に対する住民参加もより強く求められ、今まで以上に行政と市民が一体となって、地域特性を活かした活力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

一方、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、その健全化を第一義的に考えていかなければなりません。

行政改革につきましては、平成8年に策定した大綱に基づき、平成12年度までの行政改革実施計画を策定し、これまでいろいろと取り組んでまいりましたが、平成13年度からも新たな行政改革実施計画を策定し、一層の推進を図り、より効率的な行政運営に取り組んでまいります。そして、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、21世紀の寒河江市の発展基盤を市民の皆様と一体となって築いてまいりたいと考えております。

本年度は、第4次振興計画10カ年の後半のスタートとなる年であります。これまでも、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市 寒河江」の構築に向け、主要プロジェクトを着実に実施してまいりましたが、本年度は「全国都市緑化やまがたフェア」の開催を翌年に控え、より集中的な事業投入を図ってまいります。

中でも、駅前中心市街地整備事業につきましては、昨年より工事の槌音が高らかに響くようになり、21世紀における本市の新しい顔の片鱗を見せ始めておりますが、駅前中心市街地整備事業を本年度の最重点プロジェクトと位置づけ、緑化フェアの来訪者を迎える玄関口として駅舎の移転、駅前広場、自由通路などを整備してまいります。

駅前地区については、昨年将来とも街並み景観に配慮した建築物等の誘導を図るための「地区計画」及び「まちづくりガイドライン」を策定しており、今後住居、店舗等の建築にあたっては、地元関係者と一体となって、本市の新しい顔、魅力ある美しい街づくりを進めてまいります。

また、緑化フェアの会場となるチェリークア・パークへのアクセス道路の整備につきましても、周辺自治体とのアクセスも考慮しつつ、着々と進め、高速交通網を活かした交流拠点都市として、また県内陸部の中核都市として、求心力のあるまちづくりの推進に努めてまいります。

平成14年度に開催される「全国都市緑化やまがたフェア」につきましては、昨年、寒河江市推進委員会が設立され、本年度は市民の盛り上がりの中で、開催に向けた強力な取り組みが必要となります。そして、緑化フェアが一過性のものでなく、寒河江市を訪れるリピーターを増やし、将来にわたり、市内のあらゆる産業が活性化されるものとなるよう精力的に取り組んでまいります。緑化フェアの会場となるチェリークア・パーク整備につきましては、最上川ふるさと総合公園の整備がより一層進むとともに、最上川水辺プラザ整備事業により進めてきた河川空間整備が完成する予定であり、国、県と合同で記念イベントを開催してまいります。

また、厳しい財政状況の中、民活エリアにおいて、新しい着工の槌音が聞かれるようになり、景気が回復する につれ、他の民間施設も着々と着工されるものと期待しております。

本格的な少子高齢社会が到来し、生涯を健康で生き生きと暮らせる活力ある長寿社会の形成が求められており、本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、介護予防から生きがいづくりに至るまでの一貫した保健、 医療、福祉サービスを提供する「寒河江型ライフサポートシステム」に取り組んでおります。

昨年、介護保険制度がスタートしましたが、介護保険制度の円滑な推進はもちろんのこと、寒河江市独自のサービスを活かして、介護予防を徹底し、「生涯を健康で暮らせる高福祉社会」を形成してまいりたいと考えております。

さらに、少子化に対する子育て支援策としては、安心して子供を産み、育てやすい環境づくりを進めてまいります。

農業は、本市の基幹産業であり、またその美しい田園風景は寒河江の原風景であり、貴重な財産であります。 本市におきましては、国、県の施策と連動しながらも、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しており、今後とも農業が将来にわたって継続されるものとなるよう、担い手の育成や農地の利用集積、新規就農者の確保、経営構造対策等を総合的に推進するとともに、施設栽培と観光農業を組み合わせた「寒河江型農業」のより一層の推進に努めてまいります。

国においては、情報通信技術革命の推進を21世紀における日本の発展のかぎととらえ、官民 が総力を挙げて取り組むべき国家戦略として「e-Japan戦略」を決定し、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目指しております。そして、すべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現を目指すこととしております。

本市におきましても、高度情報通信社会の到来を直視し、活用していくことが重要であり、住民基本台帳ネットワークシステムの整備に取り組むほか、情報通信技術講習会を開催し、インターネットを利用できる市民の育成を図ってまいります。

諸般の事業を具現化するための平成13年度予算について申し上げます。

最近の我が国の経済状況は、平成10年以降の積極的な景気対策により、企業部門を中心に自立的回復に向けた動きの中で、全体としては穏やかな改善が続いている状況にあるものの、依然として雇用情勢は厳しく、個人消

費も横ばい状態にあるため、本格的な回復軌道に乗っている状況にはなっていないものと言えます。

予算の編成に当たっては、このような景気動向を踏まえ、本市の中・長期的な財政運営を視野に入れた上で、財政の健全化維持を基調として、事務事業の廃止及び縮減により、経常経費の大幅削減を図りつつ、重要課題への効率的、重点的配分を行い、国庫補助制度、有利な地方債、財政調整基金等の弾力的かつ有効活用を図りながら、第4次振興計画の「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」を目指す四つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成や市民生活関連事業、少子高齢社会に向けた福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。この結果、平成13年度の当初予算は一般会計において 148億 4,000万円で、対前年比 1.4%の増となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は 349億 5,283万 1,000円で、対前年比 8.7%の増となるものであります。

続きまして、施策の大要について第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

東北横断道酒田線や東北中央自動車道の整備が進んでいる中にあって、交流拠点づくりのためには高速交通ネットワークの形成が重要であり、主要幹線道としての国、県道の都市間道路網の整備が重要であります。そのために、国道458 号、中郷~左沢間、最上橋かけ替えについて、一層の事業促進を図るとともに、幸生~肘折間についても未改良区間の整備等が図られるよう努めてまいります。

また、一般県道田代白岩線については、留場バイパスの早期完成に向け、一層の整備促進を働きかけるとともに、白岩バイパスへの延伸、さらには、田代地内の未改良区間の整備についても引き続き早期着手について要望いたすとともに、主要地方道寒河江西川線と一般県道元町高屋線との交差点改良についても、引き続き事業促進について要望いたしてまいります。

寒河江駅前土地区画整理事業は、21世紀における本市の街の顔として、百年の大計に立って本市の最も重要なプロジェクト事業として推進しております。

昨年度は、将来とも街並みの景観に配慮した建築物の誘導を図るため、「地区計画」及び「まちづくりガイドライン」を策定しました。本年度においては、来年度に開催される「全国都市緑化やまがたフェア」の直前の年度であり、来訪者を受け入れる玄関口となる寒河江駅施設の移転、駅前広場、南口交通広場及び自由通路の工事を行うとともに、都市軸となる姥石踏切の移設工事及び南口交通広場の駐輪場建設工事を行ってまいります。活力ある市勢の発展を推進するには、良質な居住空間の供給など、定住環境の整備が不可欠であり、寒河江下釜、西根木の下地域に計画している土地区画整理事業を一層推進するとともに、土地開発公社の活用を図りながら、白岩金谷地区、横道地区に快適な居住環境の宅地造成を進めてまいります。

さらに、国土利用計画法に基づく国土利用計画寒河江市計画を策定するとともに、魅力ある市街地を形成するために、都市計画区域を拡大する手続きに取り組み、用途区域についても、都市の健全な発展を図るため、市街 化整備に合った用途指定の見直しに取り組んでまいります。また、都市計画道路についても見直しを図ってまいります。

市道の整備でありますが、駅南北の市街地を効果的に連携するため、駅南高瀬山線及び島落衣線の年度内完成を目指します。また、内回り環状機能として取り組んできた石川西洲崎線も年度内完成をみる運びとしており、いよいよその機能が発揮できるものと思っております。継続事業として取り組んできている工業団地柴橋線、三泉堤防線についても、引き続き整備促進を図っていくとともに、市街地周辺の交通量緩和のため、浦小路高屋線の整備を促進してまいります。

さらに、市民生活に密接にかかわる生活道路網の改良整備や、側溝、舗装、交通安全施設等の整備についても、 緊急度を勘案しながら意を尽くしてまいります。

せせらぎと花が織り成す潤いある都市環境の整備について申し上げます。

昨年は、寒河江フラワーロードや主要道路、公園等への植花、「グランドワークによる市民・企業・行政が一

体になった花のまちづくり」、寒河江公園やいこいの森、二ノ堰親水公園、蛍の里づくりなど、都市の緑化推進、緑の保全などの自然環境復元が評価され、第10回全国花のまちづくりコンクールにおいて最優秀賞の農林水産大臣省を、また第20回緑の都市賞では都市緑化基金賞を受賞したところであります。

今後においても、市街地主要道路のローターリー、公園、広場等への花の植栽を行い、引き続き公共空間と市街地の環境美化に努め、市民とともに花と緑・せせらぎで彩るまちづくりを推進し、美しい潤いのあるまちづくりに努力してまいります。

また、二ノ堰第2地区地域用水環境整備事業によるポケットパークなどの整備や、市民とともに進めている寒河江川の桜回廊づくりなど、引き続き美しいせせらぎ空間づくりに努めてまいります。

さらに、平成14年6月15日から8月11日までの58日間の会期で開催されます緑化フェアに向けた体制として、 昨年7月に「寒河江市推進委員会」を設立するとともに、特産品の開発やボランティア団体など、さまざまな関係団体による各専門委員会や専門部会を開催し、具体的な活動を行っているところであります。

開催まで約1年余りとなり、市民挙げての本市の環境整備や1年前イベント、花と緑の移動教室などを通し、 都市緑化の意識の高揚を図りながら、緑化フェア開催機運を高めるとともに、フェア開催時には全国からのお客 さまを心のこもったおもてなしでお迎えし、満足いただけるフェアになるよう準備を進めてまいります。

第2に、「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、国、県の施策と連動しながらも、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しているところであります。そのため、「地域農業マスタープラン」を策定し、農業生産対策と合わせ、認定農業者を中心とする担い手の育成や農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策、経営構造対策などを総合的に推進しております。

特に、認定農業者を中心とした農業担い手による魅力ある農業の実践が地域農業の活性化につながるものとして、今後とも農業経営改善支援センターを核としたきめ細かな指導相談活動を行うとともに、本年度は、「農用地利用集積支援事業」を拡充し、地域の話し合いを基本に担い手への農地の利用集積を図り、また担い手を対象とした各種補助事業を積極的に実施し、施設栽培と観光農業を組み合わせた「寒河江型農業」をより一層推進してまいります。

また、「園芸銘柄産地育成事業」や「果樹園芸作物生産振興事業」に取り組み、施設化の推進と果樹や野菜、 花卉などの高収益作物の導入による農業経営の安定確立を図ってまいります。

中でも、本市農業において重要な位置を占めるさくらんぼについては、雨よけテント整備を支援する「さくらんぼ生産振興事業」を今年度はさらに拡充して取り組むほか、転作田における大規模団地の形成や機械導入による作業の省力化を支援してまいります。

米については、「水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱」に基づき、水田農業振興計画を策定し、安定した水田農業経営の確立を目指し、需要に応じた米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産に向けて、生産者団体と行政等が一体となって取り組んでいるところであります。

生産調整の推進に当たっては、農業者に理解を求めながら、農業者みずからの取り組みとして、円滑かつ確実 に実施されるようこれまで同様、「地域とも補償事業」を支援してまいります。

生産調整の活用に当たっては、果樹や野菜、花卉などの高収益作物の拡大や施設・生産機械の導入などを図ってきたところでありますが、今年度は大豆生産の効率化を図るため、大豆用生産機械の導入を支援してまいります。

さらに、森林オーナー制度の取り組みなどによる森林資源の活用や、中山間地域等直接支払交付金などの活用 による中山間地域の農業、農村の活性化を図るとともに、畜産の振興、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業 をはじめ、鹿島石持地区及び日田中向地区畑地帯総合整備事業の着手や各種の土地基盤整備事業のより一層の促 進を図り、本市農業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加など、景気回復に向けた動きが見え始めているとはいえ、個人消費の低迷や雇用情勢もなお厳しいことなどから、全体としては予断を許さない段階にあります。

こうした状況を受けて、本市ではこれまで国の緊急経済対策で創設された中小企業金融安定化特別保証制度や、 県の緊急経営安定保証制度の積極的な運用を図り、企業の経営安定化と経営基盤の充実に取り組んでまいりまし た。

本年度も現下の最大の懸案である景気回復のための中小企業に対する金融対策などに取り組むほか、市中小企業振興資金融資制度の積極的な運用による金融円滑化事業、企業経営研修や経営診断指導事業、技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに積極的に取り組んでまいります。

本市の商業についても他市同様、商業施設の集積が郊外に偏りがちで、中心市街地の商業機能の相対的な低下を招いております。

このため、昨年度は寒河江ショッピングセンタービルと敷地を取得、中心市街地の活性化の拠点施設としてフローラ・SAGAEをリニューアルオープンし、市民に愛される活気あふれるセンターとして順調なスタートをきったところであります。今後もさらに、市街地の南北一体化を目指す駅前土地区画整理事業や都市計画道路整備事業を積極的に推進するとともに、商店街等の活性化事業を支援するほか、市街地の商店街活動や青年層経営者の活動の支援、経営者の研修など、商業機能の強化施策を展開し、中心市街地の商業活性化を図ってまいります。

次に、工業の振興については、経済情勢が不透明な状況にありますが、若者の定住と雇用の場の確保を図り、 活力ある街づくりを目指すとともに、本市の地域経済の活性と振興を図るため、引き続き中央工業団地の整備と 優良企業の誘致活動に一層努めてまいります。

次に、観光物産の振興について申し上げます。

山形自動車道の延伸効果、さらには山形新幹線の新庄延伸の効果により、本市を訪れる観光客が増加傾向にあり、本年度も引き続き、さくらんぼをイメージリーダーとして、周年観光農業やチェリーランド、歴史と文化が薫る慈恩寺、寒河江温泉などへの誘客を一層進めてまいります。緑化フェアに向け、近隣市町と連携を図りながら、観光施設等を結ぶルート化に努め、周遊性を高めながら誘客を目指してまいります。 さらに、最上川舟運がもたらした享保雛などを活用した「雛まつり」や「小さな旅」における二ノ堰や寒河江城址、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の活用など、市街地観光の積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、観光客のニーズに対応してまいります。

次に、チェリークア・パーク事業でありますが、一昨年秋にオープンした寒河江サービスエリアは、高速道路 の延伸とともに順調に利用者が増えているところであります。民活エリアにおいても、昨年4月にさがえ西村山 農協の総合交通ターミナル施設「さくらんぼ友遊館」がオープンしたところであります。

さらに、宿泊部門においても、昨年11月に1社が建設工事に着工されるなど、緑化フェアに向け前進したものと思っているところであります。

他の民間事業計画者においても、年度内に着々と着工の槌音が聞かれるように支援をしてまいりたいと思って おります。

そして、チェリークア・パークが正に広域滞在型の観光拠点基地となることを期待しているところであります。 第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

本格的な少子高齢化が急速に進展し、生活形態の多様化の中で、活力と希望に満ちた21世紀の長寿社会を構築するためには、高齢者のみならず、すべての市民が生きがいを持ち、生涯を健康で安心して暮らせる高福祉社会の実現が重要となっております。また、介護保険制度の円滑な実施や地方分権のもと、地域福祉のさらなる推進

が求められております。

本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、介護予防から介護サービスや生活支援、さらには生きがいづくりに至るまでの一貫した保健・医療・福祉サービスを提供する「寒河江型ライフサポートシステム」をより一層充実し、健康長寿を目指したハートフルなまちづくりを推進していきます。

生涯を通じて健康で生き生きとして暮らせる活力ある長寿社会をつくるためには、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の予防は重要な課題であります。本市では、疾病の早期発見、早期治療を図るため、1日人間ドックをはじめとした健康診査を実施しておりますが、今年度からは、これまでの検査項目に新たに腹部超音波検査、乳房X線撮影検査及び歯周疾患検診を取り入れるとともに、高齢者を対象にしたMRI検査など、脳卒中予防事業を実施し、生活習慣病の健康チェック、予防対策を一層充実してまいります。

また、健康を保持するためには、日ごろから適度な運動を行うことや、適切な食生活に心掛けることが必要であります。このため、各種の健康教室や栄養指導、訪問指導活動を通して、健康づくり意識の喚起と、健康を守るための生活習慣の日常化に努めるとともに、食生活改善指導を一層強化し、市民の健康づくりを支援してまいります。

市立病院につきましては、中核病院としてのさらなる医療水準の向上を目指し、本年度は人口呼吸器、関節鏡 カメラシステムなどの最新式医療機器への更新を行うとともに、効率的業務処理と待ち時間短縮などを目的とし た新たな医療情報電算処理方式であるオーダリングシステムの導入等により、医療サービスの拡充を図り、高度 化、多様化する医療ニーズに的確に対応してまいります。

また、訪問看護、訪問リハビリテーションを引き続き行うとともに、医療相談事業の充実や市民向け介護教室や糖尿病教室の開催などを通じ、地域に開かれた医療活動を進めてまいります。

豊かで活力のある福祉社会の推進について申し上げます。

介護保険制度がスタートして、今年で2年目を迎えます。この制度を多くの市民が有効に活用できるよう制度 の周知徹底を図るとともに、利用者に喜ばれる質の高い介護サービスが提供されるよう関係機関との連携を図り、 介護保険制度が市民のものとなるよう円滑な推進に取り組んでまいります。

介護サービスの充実に当たっては、特別養護老人ホーム「いずみ」の増床と「寒河江やすらぎの里」の痴呆性 老人グループホーム設置を支援するなど、介護サービス提供基盤のより一層の充実を図ってまいります。高齢者 の生きがいづくりや介護予防、さらにはよりきめ細かな介護サービスを提供するため、本市独自の福祉サービス として実施している介護予防・生活支援事業につきましては、サービス内容の充実を図り、介護保険制度と一体 となって、高齢者の生活を支援してまいります。

また、自立した生活の支援、介護者の負担軽減、さらには転倒防止などによる介護予防に資するため、住宅改修補助制度を創設し、住宅のバリアフリー化を推進いたします。

少子化に対する子育て支援としては、雇用の流動化や就労形態の多様化、女性の社会進出の増加などにより、 新しい子育てを支援できるシステムづくりが急務とされ、今求められております。

そこで、家庭や子育てに夢の持てる社会を目指して、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めていきます。

市立保育所の子育て支援機能を向上させるため、保育技術の向上を図りながら、引き続き延長保育や障害児保育の充実に努め、地域の子供達を対象とした保育所の地域開放や、すべての保育所で一時保育を実施するとともに、認可外保育施設児童育成支援事業の充実を図り、認可外保育施設の保育基盤の強化と延長保育実施を支援してまいります。

子供と子育ての両立支援施策としては、ハートフルセンターにファミリーサポートセンターを新たに設置し、 就労時間の変更や病気等のため短時間を対象とした保育援助活動をコーディネートするシステムを整備していき ます。 放課後の児童対策として実施している学童保育につきましては、きらきらクラブとわんぱくクラブの移転を図り、保育環境の向上と充実に努めてまいります。また、乳幼児医療につきましては、給付対象年齢を引き上げ、 次世代を担うべき子供を産み育てやすい環境づくりと、乳幼児の健康な発育を支援してまいります。

「さくらんぼ共生園」は、本年4月より知的障害者通所更生施設として法人による運営がなされることとなり、 多目的ホール棟との複合的な活用により、知的障害者の生活支援や社会参加の促進が飛躍的に高まるものと期待 しているところであります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

グランドワークの推進について申し上げます。

本市におきましては、全国に先駆けて「市民参加による麗しい快適環境づくり基本計画」を策定し、全市的に グランドワークを推進しているところであります。南新町や新山地区の公園づくりをはじめ、市内の各所、各分 野でグランドワークの取り組みが行われ、市民のまちづくりに対する機運が高まっております。

本年度は、慈恩寺を花見山にする運動や高屋2の2町会、曙町の公園づくり、カワセミの親水公園づくりなど、 市民のグランドワークへの情熱を積極的に支援し、市民力によるまちづくりを推進してまいります。

花と緑・せせらぎのまちづくりについては、昨年フラワーロードや公共空間の花の植栽、さらに市民挙げての「花いっぱい運動」の展開が評価され、全国的に大きな2つの賞を受賞いたしました。

本年度も、緑化フェア開催の機運を高めていく意味も含めて、引き続き公共空間の花の植栽や「花いっぱい運動」を展開するとともに、「美しい景観づくりの集い」の開催や「花・緑・せせらぎニュース」の発行により、 市民の花と緑・せせらぎのまちづくりに対する意識の高揚を図り、市民・企業と一体となったまちづくりを積極的に進めてまいります。

廃棄物処理対策につきましては、「ごみ処理実施計画」に基づき効率的な収集運搬を行うとともに、本年度から本格施行される家電リサイクル法に向けた新たな取り組みにも対処してまいります。

また、ごみの減量化と再資源化を積極的に推進するため、分別有料化の成果を踏まえ、家庭や事業所との連携のもと、「分別収集計画」に基づき適正かつ効率的な分別収集に努め、生ごみ処理機などの購入や集団資源回収に対して、より一層の助長策を講じ、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、合併処理浄化槽の普及推進及び主要排水路の堆積物を処理することにより、公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

騒音、悪臭等の近隣公害問題につきましても、適切に対処してまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者を重点に交通安全教育の強化に努めるとともに、市民の自発的、主体的な参加を促し、市民と一体となった交通事故の防止活動を展開してまいります。

特に、子供と高齢者の尊い人命を交通事故から守るために、幼児交通安全教室、高齢者安全のつどいなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、水利確保のために消火栓及び耐震性防火水槽を計画的に整備し、小型動力ポンプ、普通積載車の更新を進めるなど、消防力の充実に努めるとともに、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道については、全市下水道化に向け、計画的、効率的に整備を進めておりまして、本年度は、六供町、仲田、内の袋地内の汚水幹線管渠の整備と、日田、島、皿沼、新山地内などの面的整備を行ってまいります。

雨水函渠については、高屋地内などの整備を行ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業区域については、平成9年度から事業着手している三泉地区において、本年度の 早い時期に一部供用開始が予定されており、引き続き幹線管渠及び面的整備を積極的に行ってまいります。

また、処理場建設については、流入汚水量の増加に伴う水処理設備増設工事を行い、今後の適正な汚水処理に対応してまいります。

水道は、市民の健康で文化的な生活や社会経済活動を支える重要な基盤施設であり、安全で安定した水道水の 供給が求められております。

平成13年度からは、新たに近年の水需要の増大等に対応するため、1日最大給水量の見直しをはじめ、配水池の増設、配水管網の整備拡充及び電気計装設備の更新などにかかる第4次拡張事業に取り組む計画であり、引き続き安全で良質な水道水の安定供給を確保し、市民サービスの向上に努めてまいります。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」について申し上げます。

本市では、教育目標を「心広く個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各教育機関との連携を図りながら、教育環境の整備など、市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、「感性豊かで 自ら学び たくましく生きる児童生徒の育成」を学校教育の目標として掲げ、豊かな 心と自ら学び、自ら考える力を持つ人間の育成をめざしながら、感性教育をはじめとした心の教育の充実、コン ピューター等の情報機器を活用し、情報活用能力の育成をめざす情報教育の一層の推進、外国語指導助手を活用 した国際理解教育の充実、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進などを重点的に取り組んでまいります。

教育改革が進められる中、平成14年度からの学校週5日制と新教育課程の完全実施に向けて、各学校への趣旨 徹底を図るとともに、授業改善の取り組みや総合的な学習の実践などを支援してまいります。

また、教育活動全体を通して、ゆとりの中で「生きる力」を育むことをめざし、特色ある教育活動を展開しながら、自ら学び、自ら考える力の育成を図り、個性を生かす教育の充実に努めてまいります。

さらに、完全学校週5日制への円滑な移行に向け、家庭・地域や関係機関との連携に努めながら、子どもたちの健全育成を目指して条件整備を進めてまいります。

これら施策の実現のためには、教職員の資質向上が必要不可欠であり、そのために、市教育研究所等での研究 ・研修活動を推進してまいりたいと考えております。

学校の施設整備につきましては、安全で快適な教育環境を推進し、子供たちが楽しく学べるゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。平成15年度の開校を目標としている醍醐小学校改築事業について、今年度は、昨年から継続する基本設計を進めるほか、引き続き建設にかかる具体的な実施設計に着手し、移転用地の盛土造成を進めてまいります。

実施設計に当たっては、多様な学習を効果的に実施するための多目的オープンスペースの確保や、教育の情報化に対応する「校内 L A N 」や「インターネット」の整備、コンピューター教室などの確保、特別教室の充実を図るほか、学校開放を視野にいれた柔軟で弾力的に利用可能な、「地域の風がいきかう学校」づくりを目指してまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

新しい世紀を迎え、社会構造が大きく変化することが予想される中、グローバルな視点での人材育成が要求され、生涯学習がより重要になってまいります。自然と環境に調和したまちづくりを推進していくには、市民一人ひとりが地域社会の中で積極的に自己実現を図っていくことが大切であります。

平成11年度から始めた「生涯学習まちづくり出前講座」は順調に推移し、地域や学校で大変好評をいただいて おり、継続して実施してまいります。

市民が質の高い優れた芸術文化に触れる機会を持つことは、生活の質を高め、新たな文化を創造する力を生み出すもとになります。本年度は、小椋桂ファミリーミュージカルやクラシックコンサートを実施するほか、年々参加者が増加している名刹慈恩寺における「野外演奏会」や子どもの感性を豊かにする幼児演劇教室「ききみみずきん」を実施し、優れた芸術文化鑑賞の機会を多く提供してまいります。

また、芸術文化団体等への活動発表会場の提供や市内の合唱団・吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽

祭及び各団体が主催する鑑賞活動を支援するなど、「市民参加型」の芸術文化の創造を支援し、本市の芸術文化がさらに発展するよう努めてまいります。

平成15年に山形県で開催される「第18回国民文化祭・やまがた2003」では、本市において民俗芸能の祭典と花のフェスティバルが開催内定になっております。これに向けて、本年度から準備を行い、新たな文化の創造と文化活動の向上を図っていきます。

寒河江市の歴史遺産である指定文化財の保護を図るとともに、市の歴史編纂に努め、市民の学習に資するとともに、後世に伝えていきます。

慈恩寺の県指定文化財「木造如来坐像及両脇待像」の修理を支援し、また市内遺跡の範囲確認調査を実施してまいります。

さらに、「寒河江市史」上巻、中巻に続き、下巻である明治時代以降の市史編纂を進めてまいります。

市立図書館は、生涯学習の拠点施設として市民の誰にも親しまれ、気軽に利用できる図書館サービスを目指し、 その向上を図ってまいりました。今年の12月で開館10周年を迎えるに当たり、今後ますますの図書館の利用促進、 読書普及を図るため、開館10周年記念として多くの事業を実施する予定です。

メイン事業としては、(10歳の誕生日を迎える図書館へ)「10歳のぼく・わたしからのメッセージ」として、子どもたちの読書離れが叫ばれている今日、本市の次代を担う子どもたちの図書館への関心を促し、積極的なより良き図書館づくりへのメッセージを寄せてもらう予定です。

さらに、本年度はリサイクル雑誌のプレゼント、「図書館子どもまつり」をメインとした「第3回さがえ図書館フェア」を開催し、市民により親しまれる図書館づくり、さらには読書普及を図るとともに、今日的話題のテーマなどを設定し、関連する図書館の資料を集めて、展示と貸し出しを実施する「ブックテーマコーナー」、市立病院などへの「出前図書館」の継続実施など、生活文化の情報発信基地として、市民の生活に密着した情報を提供してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化であります。市民一人ひとりが生涯の各時期にわたり、いつでも、どこでも身近にスポーツ活動に親しめることにより、一人ひとりの健康保持と体力増進が図られるだけでなく、個人の生きがいはもとより、豊かで活力に満ちた社会の形成につにがるものであります。

平成14年度からの学校週5日制の実施等による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への市民の意識の変化などにより、主体的に自由時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを構築したいという要望が年々強まる中、「総合型地域スポーツクラブ」の育成、体育指導委員会の充実強化を図るとともに、スポーツの機会を提供する公共及び民間と、利用する市民や競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会などの取り組みを積極的に展開し、一層の生涯スポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく、豊かで活力ある社会の実現を目指してまいります。

施設整備の整備充実に関しては、良好な状態で市民が利用できるよう、体育施設の基本調査を行い、計画的に 整備してまいります。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

本市においては、姉妹都市交流をはじめ、各団体や個人による国際交流も活発に行われており、国際化の波は近年著しく進展しております。

昨年は、安東仮面劇団やトルコ国立イズミール交響楽団の公演など、市民文化会館が溢れるほどの市民でいっぱいになり、国際的な文化交流の目的が果たされてきていると感じております。

本年は、安東市への訪問や寒河江西村山日中友好協会による中国訪問を実施することになっており、国際交流、

友好親善を深めてまいりたいと思っております。

国際化に対応した人材育成としまして、昨年から外国語指導助手を配置し、より多くの子供たちに外国人との触れ合う機会を提供するとともに、引き続き国際交流事業補助金による外国語教室への助成を行うなど、相互理解の醸成と国際性の涵養に努めてまいります。

本市におきましても、在住外国人の数は年々増加しており、特に国際結婚による外国人女性が増加しております。

昨年、中国語、韓国語、英語の三カ国語による暮らしのガイドブックを作成いたしたところでありますが、引き続き身近な生活の支援のための情報交換会を開催し、外国人を優しく迎えられるまちづくりを進めてまいります。

本年は「ボランティア国際年」です。

ボランティア活動に対する理解を深め、活動の活性化を図るため、「ハートフルボランティア情報」を定期的に刊行し、活動の情報を積極的に提供してまいります。また、時代に即応したボランティアの育成を図るため、市民を対象とした養成講座の開催や多方面で活動している団体やグループの交流会を開催するなど、ボランティアセンターを拠点に、だれでも気軽に参加、活動できる環境づくりに努めてまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

今日、地方を取り巻く財政状況はかつてない厳しい状況となっており、このような状況の中で財政の健全化を維持するため、本市では「寒河江市行政改革大綱」を平成8年度に策定し、さらに平成10年度から大綱の実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいるところであります。本年度は、新たに大綱の実施計画を策定し、これまで以上に経費全般の節減合理化と効率的な行政運営に努め、「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」の実現に向け、市民の御期待に沿えるよう努めてまいります。

地方分権の推進でありますが、山形県より市町村合併推進要綱が示されたことにより、圏域において合併の論議が高まることが予想されますので、地域住民の自主的な発案を基本としながらも、関係市町村間での研究も必要ではないかと思っているところであります。

また、昨年4月に地方分権一括法が施行され県から市町村への事務移譲も含め、生活に密接にかかわる事務がより多く市町村独自で行われることになりました。本市では、地方分権を最大限に活かして、市民の行政に対するニーズに応えていきたいと考えております。その第一歩として、市街地内の小沼・越井坂地区における「大字」を用いた住所の表示解消を行い、地域住民の要望に応えてまいりたいと思っております。

情報通信技術(IT)革命に対応した地方公共団体における情報化施策の推進に関する指針を踏まえ、情報化施策等が的確に推進されるよう、組織の充実を図り対応してまいります。指針にある住民基本台帳ネットワークの整備は、平成15年度より全国どこの市町村でも住民票の写しが受けられるようになるものであります。このことを踏まえ、戸籍事務のコンピューター化など、窓口事務の改善に努めてまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策等について、広く市民に周知を図るため、より一層の 充実に努めてまいります。特に、広報活動の中心を成す「市報さがえ」につきましては、常に「よりわかりやす く、親しみやすく」を心がけ、市民の信頼される広報紙づくりを目指してまいります。

広聴活動の一環として、平成11年から市庁舎をはじめ9箇所の市の施設に設置しております「市政ポスト」には、市民からの建設的な意見等が寄せられており、今後とも明るく住みやすいまちづくりをめざして市政ポストを活用してまいります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、インターネット上のホームページの内容をさらに充実し、世界中に 本市を紹介してまいります。

以上、平成13年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げましたが、21世紀の本市の輝かしい未来に向け、その土台を築くという心構えで、専心、渾身の力を振るって取り組んでまいりますので、議

員各位と市民の皆様の御協力と御理解をお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第44、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 説明申し上げます。

まず、議第5号平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、西村山広域行政事務組合分担金や地域総合整備資金貸付金の減額をはじめ、市役所駐車場用地購入事業費及び公債費負担を抑制するための高利率債の繰上償還費などを計上するものであります。

その結果、 3,193万 9,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 154億 9,513万 4,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、市役所駐車場用地購入費として 9,673万 9,000円を計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、介護予防拠点整備事業費として 1,086万 3,000円を計上し、また高齢者労働能力活動事業等補助金 1,334万円、老人ホーム措置費 2,000万円、介護保険特別会計繰出金 2,629万 1,000円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第4款衛生費については、寒河江地区クリーンセンター分担金を 6,540万円減額するものであります。

第6款農林水産業費については、県営土地改良事業費の確定に伴い、県営事業負担金を 1,902 万 3,000円減額するのが主なものであります。

第7款商工費については、地域総合整備資金貸付金を 8,400万円減額するのが主なものであります。

第8款土木費については、公共下水道事業特別会計繰出金を 4,731万 6,000円減額し、さらに県営事業費の確定に伴う県単独道路改良事業負担金等 3,105万円及び柴橋日田線整備事業負担金 1,732万円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金を 891万 1,000円減額するものであります。 第10款教育費については、社会教育指導員報酬を 182万 2,000円減額するのが主なものであります。

第12款公債については、高利率債の繰上償還費として2億 880万円を計上するのが主なものであります。

第14款予備費については、2,000万円を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金を 2,027万 9,000円、繰入金を 2億1,193 万 3,000円、市債を 4,150万円それぞれ減額し、市税を 1億 6,700万円、地方特例交付金 3,127万 6,000円、繰越金 2,056万円 3,000円などを追加し対応することにいたしました。

第2表地方債については、市役所駐車場整備事業債を新たに追加し、南寒河江駅駐輪場整備事業債ほか5事業 債の限度額を変更するものであります。

第3表繰越明許費については、介護予防拠点整備事業ほか、3事業の年度内完成等が不可能なために、翌年度 に繰り越すものであります。

次に、議第6号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、建物移転等の年度内完了が困難な状況となったために、所要額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第7号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、公債費等の減額並びに雑入の追加に伴う歳入歳出予算の調整を行うものであります。 その結果、 4,630万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億 3,891万円となるものであります。 以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、事業経費等 1,700万円、市債の元金償還金並びに市債の低利率借り入れに伴う償還利子 等 2,930万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入予算については、平成11年度消費税の確定申告に伴う還付金 1,741万 6,000円を追加するとともに、一般 会計からの繰入金 4,731万6,000 円、市債 1,640万円をそれぞれ減額するものであります。

第2表の繰越明許費については、処理場水処理設備増設事業の一部について年度内に完了することが不可能な 状況にあるため、所要額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第8号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。 このたびの補正予算は、一般被保険者療養給付費5,000万円を減額し、退職被保険者等療養給付費に7,000万円を追加計上するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金 634万 3,000円、繰越金 1,365万7,000 円の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出それぞれ 2,000万円の追加となり、歳入歳出予算の総額は27億 7,058万 9,000円となるものであります。

次に、議第9号平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。 このたびの補正予算は、医療給付費に 2,911万 6,000円を追加計上するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 1,513万円、県支出金 247万 2,000円、一般会計繰入金 1,000万円等の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出予算の総額は36億 6,411万 6,000円となるものであります。

次に、議第10号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示による事業費を計上するとともに、各保険給付費の過不足を調整するものであります。

その結果、1億2,806万2,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億1,718万1,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、国庫補助事業内示による介護保険支給限度額一本化システム開発事業委託料に 656 万 3,000円を計上するとともに、各保険給付費の過不足の調整を図り、 1億4,639 万 8,000円を減額するのが主な内容であります。

これらの歳出予算に対する歳入予算につきましては、国庫支出金を 4,036万 2,000円、支払基金交付金を 4,666万 1,000円、県支出金を1,767 万 5,000円、繰入金を 2,267万円それぞれ減額するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、介護保険支給限度額一本化システム開発事業の年度内完了が不可能なため、 翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第11号平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の会議等の開催回数の減に伴う委員報酬等の減額を行うものであります。

その結果、 377万 5,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,462万 5,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、介護認定審査会委員報酬を 234万 9,000円、委員派遣委託料を66万 6,000円減額す

るのが主な内容であります。

これらに対する歳入予算につきましては、本市及び4町の負担金を減額するとともに、歳入科目の調整を図って対応するものであります。

次に、議第12号平成13年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

最近の我が国の経済状況につきましては、家計部門の改善がおくれるなど、厳しい状況をなお脱していないものの、累次の経済対策の推進を通じ、景気回復の一段の推進と、経済社会構造の改革の実現に努めてきた結果、経済は企業部門を中心に緩やかな改善を続けております。

今後、「日本新生のための新発展政策」をはじめ必要な諸施策の実施により、平成13年度には民需を中心とした経済成長を続ける姿が定着し、自律的回復軌道をたどると見通されているところであります。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が伸び悩む一方で、公債費の累増が見込まれるほか、景気対策への取り組み、IT革命の推進など21世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策の充実などに対処することが必要であることから、平成12年度に引き続き大幅な財源不足が生じることとなったものであります。

そのため、平成13年度の地方財政対策では、平成10年度から12年度までの間において、基本的に財源不足を交付税特別会計借入金で措置したものを、平成13年度から15年度までの間においては、建設地方債の増発等を除いた残余について国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、臨時財政対策債の発行で補てんすることになったものであります。

平成13年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また今後における中・長期的な財政運営を視野に入れたうえで、財政の健全化維持を基調として、事務事業の廃止及び経常経費の大幅な削減、市債や各種基金の有効利用を図りながら財源を確保し、重要課題への効率的、重点的配分を行い、第4次振興計画の「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」を目指し、4つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成や、市民生活関連事業、IT関連事業、少子高齢社会に向けた福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。その結果、平成13年度一般会計当初予算規模は、148億4,000万円となり、平成12年度当初予算額と比較して1.4%の伸びになったものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成12年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第1款市税については、固定資産税において、低開発地域工業開発促進法による課税免除期間の終了などから、 5.5%の伸びが見込まれるものの、個人市民税において所得割課税の減額が予想されることから、 1.3%伸びの48億 6,098万 3,000円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、引き続き多額の利子所得が見込まれることから、平成12年度と同額の1億 2,000万円を計上いたしました。

第4款地方消費税交付金については、今年度の見込みを勘案し、5%伸びの4億2,000万円を計上いたしました。

第6款地方特例交付金については、今年度の実績を勘案し、19.6%伸びの1億5,500万円を計上いたしました。第7款地方交付税については、経常経費及び投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置が講じられたことなどから、地方財政計画上では総額で前年度比5.0%の減と非常に厳しい状況となり、さらに本市においては、固定資産税の増額に伴う基準財政収入額の増額が見込まれることから、6.2%減の43億8,000万円を計上いたしました。

第9款分担金及び負担金については、老人ホーム等入所措置費負担金の増額などから、 4.9%伸びの1億7,304万4,000円を計上いたしました。

第12款県支出金については、施設型周年農業確立推進事業費補助金及び中山間地域等直接支払交付金の新規計

上などにより、22.6%伸びの5億2,361万1,000円を計上いたしました。

第13款財産収入については、 409.5%伸びの 7,630万円 5,000円の計上となりましたが、これは中心市街地活性化センター建物貸付料の新規計上によるものであります。

第15款繰入金については、40.8%減の3億3,491万8,000円の計上となりましたが、その主なものは財政調整基金より2億9,000万円、減債基金により3,000万円などであります。

第17款諸収入については、市産業立地促進資金貸付金収入の増額などにより、22.5%伸びの5億9,341万3,000円を計上いたしました。

第18款市債については、19.3%伸びの19億6,720万円の計上となりましたが、その内容は土木債をはじめとした投資的事業にかかる分として10億2,320万円、地域総合整備資金貸付事業債として6億8,400万円、市民税減税補てん債として6,000万円、さらに地方交付税減額の振り替え財源となる臨時財政対策債として2億円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

地方財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、地方分権や市民ニーズの高度化、多様化などに適切に対処するためには、健全財政の維持と行政のスリム化、効率化を図られなければなりません。そのため本市では、「行政改革大綱」に基づき、行財政改革に全力で取り組んでいるところでありますが、平成13年度においても事務事業の廃止及び縮減により、経費の徹底した節減、合理化を図って都市基盤の整備やIT関連事業、少子化・高齢化対策事業に積極的に取り組むことといたしました。

性質別に申し上げますと、人件費については退職人員の不補充や特別職の給与及び報酬改定の見送り、さらに 時間外手当の削減等により、0.6 %減の32億 5,631万 3,000円を計上いたしました。

物件費については、情報通信技術講習会開催経費や住民基本台帳ネットワークシステム整備事業のIT関連事業費、さらに中心市街地活性化センター管理費の新規計上などにより、 7.7%伸びの17億 3,104万 9,000円を計上いたしました。

扶助費については、所得制限緩和に伴う児童手当の増額、さらに乳幼児医療給付費支給対象年齢の引き上げに伴う増額などにより、14.7%伸びの9億 1,881万 1,000円を計上いたしました。

補助費等については、 6.1%伸びの18億 236万 5,000円の計上となりましたが、これは、「全国都市緑化やまがたフェア」関連負担金の増額によるものであります。

投資的事業については、実施計画に基づき、事業の適切な選択を行いつつ、市民生活環境の向上に直結する市 道整備事業や街路整備事業に積極的に取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、総務費では市コミュニティ助成事業に 1,200万円を計上いたしました。

衛生費では、合併処理浄化槽設置補助事業に1,325 万 4,000円を計上し、引き続き住環境の整備に取り組むことといたしました。

農林水産業費では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に 2,525万円、園芸銘柄産地育成事業 に 1,655万円、さくらんぼ生産振興事業に 1,345万円を計上し、さらに新規事業として、施設型周年農業確立推 進事業に3,850 万円を計上いたしました。

土木費では、駅南高瀬山線をはじめとした道路改良事業に6億8,110万円、街路整備事業に2億4,000万円、 街なみ環境整備事業に1億950万円、下釜・西根木の下地区土地区画整理事業に2,500万円、さらに、市民生活 環境整備事業として、側溝、舗装、排水路、用悪水路整備事業に1億6,700万円を計上いたしました。

教育費では、小・中学校施設整備事業に2,676 万円を計上いたしました。その結果、投資的事業の総額は18億262万8,000円で、21.1%の減となるものであります。

公債費については、 5.3%減の19億 4,549万2,000 円を計上いたしました。

積立金については、95.4%減の48万 4,000円の計上となりましたが、これは地域福祉基金積立金の減額による

ものであります。

貸付金については、98.5%伸びの11億 2,035万 8,000円の計上となりましたが、これは市産業立地促進資金貸付金及び地域総合整備資金貸付金の増額によるものであります。

繰出金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に4億7,954万9,000円、公共下水道事業特別会計に9億6,136万7,000円、国民健康保険特別会計に1億885万5,000円、老人保健特別会計に2億550万円2,000円、介護保険特別会計に2億7,069万3,000円を計上したのが主なものであります。

第2表は、寒河江市土地開発公社に対する債務保証をはじめ、5件の債務負担行為を設定するものであります。 第3表は、減税補てん債など19億6,720万円の地方債の限度額などを定めたものであります。

また、短期融資を受ける一時借入金の限度額を17億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能の 事項についてもあらかじめ議決を経ておこうとするものであります。

次に、議第13号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として、個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地形成のため、都市整備を進めております。平成13年度につきましては、本市の玄関口となる駅舎等JR関連施設の移転、自由通路の新設、広場等の整備を完了し、工事工程に合わせた建物移転を計画的に進め、事業の推進を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成13年度歳入歳出予算総額は、それぞれ40億3,660万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、第1款の市街地整備費については、駅前広場、交通広場、南側駐輪場等整備工事請負費に6億1,726万円、土地開発公社からの買い戻しによる公共施設充当用地所得費及びJR駅舎を含む建物等地区内移転補償費として25億7,052万2,000円、自由通路新設工事等業務委託料に6億6,286万円のほか、事務費等をあわせて39億2,397万9,000円を計上いたしました。

第2款公債費については、市債の元金償還金及び利子等1億1,212万1,000円を計上し、第3款予備費については、50万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、国庫支出金10億9,765 万円、県支出金として公共施設管理者負担金 1,800万円、一般会計繰入金4億 7,954万9,000 円を計上したほか、公共団体施行土地区画整理事業に対する県道路整備負担金 等 6,500万 1,000円、市債23億 7,640万円を計上いたしました。

次に、議第14号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、また良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るためにも、早急かつ計画的な整備促進が強く求められているところであります。

本市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業推進を行っているところであり、これまでの建設投資事業による起債の元利償還金の増嵩など、依然厳しい財政状況下ではありますが、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ29億3,290万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び変更認可に要する設計業務委託料等 1 億 2,051万円を 計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には 8 億 6,201万円を計上し、建設総務費に計上している事務費の人件費を加え、補助 事業は 4 億 5,000万円、単独事業は 3 億 8,000万円といたしました。

特定環境保全公共下水道管渠建設費には3億1,415万円を計上し、建設総務費に計上している事務費の人件費を加え、補助事業は2億5,000万円、単独事業は7,500万円といたしました。

管渠維持管理費には 1,146万 5,000円、浄化センター管理費には 1 億 8,643万 4,000円を計上いたしました。 浄化センター建設費には 1 億 2,389万 4,000円を計上し、浄化センター管理費に計上している事務費の人件費 を加えた補助事業は、水処理設備増設工事 1 億 2,400万円といたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還金及び利子等に13億1,143 万 7,000円を計上し、予備費には 300万円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に 5,585万円、使用料及び手数料に 3 億9,734 万 6,000円、 国庫支出金に 4 億 7,832万6,000 円。一般会計繰入金に 9 億 6,136万7,000 円、市債については、公共下水道事業債に10億 1,000万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び整備区域拡大に伴う変更認可設計業務委託の債務負担行為を 設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額を定めるものであります。

また、一時借入金の限度額については7億円と定めるものであります。

次に、議第15号平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出とも 884万 3,000円であり、前年度当初予算に対して、22万 5,000円の増となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料 500万 8,000円、一般会計繰入金 383万 3,000円などが主なものであります。

歳出では、水道施設の維持管理等に要する一般管理費 243万 8,000円、公債費 635万 5,000円などを計上した ものであります。

次に、議第16号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしてきております。

国では、高齢化等により、苦しい財政事情にある健康保険制度の安定的な運営を図るため、制度の抜本的な改正を行うこととしており、その第一歩として、昨年12月に健康保険法等が改正され、高額療養費や高齢者の一部負担金が見直しされております。

本市における被保険者は、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により、若年層の減少が鈍化し、退職及び 老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては若干の増加傾向にありますが、国民健康保険特別会計は、 保険税の伸びの低迷や老人保健拠出金、介護納付金等の増加により依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国民健康保険の安定的な運営を図っていくために、国民健康保険税の介護分について は、介護納付金に見合った税収確保を図るとともに、保健事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費 適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成13年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ27億 2,000万円で、前年度当初予算と比較して 6,190万円の増額となります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、保険給付費17億3,541 万 7,000円、老人保健拠出金6億 8,410万円、介護納付金1億 5,220万円、高額医療費共同事業拠出金 2,569万 5,000円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち、医療給付費分が10億 1,240万円、介護納付金分が 7,710万円、 国庫支出金9億 6,815万6,000 円、療養給付費交付金3億 7,330万2,000 円、高額医療費共同事業交付金 5,220 万円。

繰入金は、一般会計繰入金 1 億 885万 5,000円、給付基金からの繰入金 5,162万 1,000円を見込んでおります。 次に、議第17号平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

70歳以上の老齢者及び65歳以上の重度障害者の医療給付を目的とした本予算は、歳出として総務管理費に

1,051万 5,000円、医療諸費に39億 3,007万 7,000円などを計上し、これに対する財源としては、支払基金交付金27億 5,618万3,000 円、国庫支出金 7億 8,342万 7,000円、県支出金 1億 9,558万 2,000円、一般会計繰入金 2億 550万 2,000円などで対応することとし、その結果、歳入歳出予算総額はそれぞれ39億 4,100 万円となるものであります。

次に、議第18号平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成12年度から介護保険制度がスタートしましたが、本市といたしましては、介護保険事業計画並びに老人保健福祉計画に基づき、この制度の円滑な運営と保健福祉サービスの更なる充実に鋭意取り組んでまいりました。

この制度が、市民にとって身近で利用しやすいものとなるよう、より一層、制度の普及定着を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいと尊厳をもって安心して暮らせる福祉のまちづくりに全力を傾注してまいります。 平成13年度の介護保険特別会計予算は、日常生活において、介護や支援が必要な方に対して必要なサービスが 円滑に提供されるとともに、安定した保険財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算額はそれぞれ17億 6,200 万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に 5,343万 9,000円、要介護等認定費に 2,891万 2,000円、介護サービス 等諸費に16億 3,268万 4,000円、支援サービス等諸費に 2,484万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、介護保険料に 2 億2,442 万 4,000円、国庫負担金に 3 億 3,299万2,000 円、国庫補助金に 9,407万 5,000円、支払基金交付金に 5 億 4,943万 5,000円、県負担 金に 2 億 812万円、一般会計繰入金に 2 億 7,069 万 3,000円、基金繰入金に 7,192万8,000 円を計上いたしました。

次に、議第19号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関であり、介護保険制度を円滑に運営するうえで極めて重要な役割を担うものであります。

このため、審査判定業務の公平性の確保と介護認定者数の増加に伴う審査会の円滑な運営を図るべく、平成13年度は介護認定審査会の委員を7人増員して63人とし、延べ210回の審査判定会議の開催を見込み予算編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算額はそれぞれ 3,080万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 2,022万円、介護保険専門員報酬に 399万 9,000円を計上 いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,994万円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 1,085万 8,000円を計上いたしました。

次に、議第20号平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について御説明申し上げます。 平成13年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 254万 7,000円とするものであり、前年 度当初予算に比して83万円の増額となっております。

各財産区について申し上げますと、歳入につきましては、高松財産区 202万 6,000円で、財産運用収入 8 万 2,000円、財政調整基金繰入金157 万 8,000円、生活環境保全林事業負担金21万円などが主な内容であります。 また、醍醐財産区は29万 4,000円、三泉財産区は22万 7,000円であります。

歳出につきましては、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものでありますが、特に高松財産区におきましては、八鍬公民館整備事業及び清助新田集落センター外壁補修工事に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰出金 167万円を計上したものであります。

次に、議第21号平成13年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核的な公的病院として、高度化、多様化する医療ニーズに応え、市民

から信頼され、良質で高度な医療を提供するため、最新式医療器械の導入を図るなど、諸施策を実施してまいました。今後におきましても、地域医療の中核病院としてなお一層の医療供給体制の整備充実を図ってまいります。このような視点に立ち、平成13年度の市立病院事業会計予算は、中核病院としての地域の方々の多様な医療ニーズに応えるため、人工呼吸器、関節鏡カメラシステムの最新式機種への更新など、医療機器の整備充実や効率的業務処理と待ち時間短縮等を目的とした医療情報電算処理システムの導入を図り、医療サービスの向上と多様化する医療ニーズに的確に対応してまいります。

また、経営面でも一層の財政基盤を強化して、健全経営に努め、良質な医療を安定的に供給し、市民がいつで も安心して受診できる病院づくりに努めていく所存であります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数 160床で、年間患者数を入院患者4万 6,720人、外来患者10万 1,675人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に1億8,000 万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入が26億 2,641万 6,000円で、このうち医業収益は23億 9,413万 7,000円、医業外収益は2億 3,227万 9,000円を計上いたしました。

支出は26億 2,641万 6,000円で、このうち医業費用は25億 5,556万 4,000円、医業外費用は6,985 万 2,000円、 予備費 100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入が1億7,500万1,000円で、このうち企業債は1億7,500万円、 固定資産売却代金1,000円であります。

支出は2億9,210万円1,000円で、このうち建設改良費は1億8,000万円、企業債償還金1億1,210万円1,000円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,710万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することのできる金額について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を2億 2,000 万円に定めるものであり、第10条は棚卸資産の購入限度額を8億3,800万円に定めるものであります。

第11条は、重要な資産として医療情報電算処理システムを取得しようとするものであります。

次に、議第22号平成13年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民が健康で文化的な日常生活を営むうえで欠くことのできないライフライン施設であるとともに、 産業・経済活動を支える重要な基盤施設であることから、常時、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められ ております。

平成13年度の水道事業会計予算は、以上の視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の一層の促進並びに効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

このため、1日最大給水量の見直しをはじめ、配水池の増設、配水管網の整備拡充及び電気計装設備の更新等にかかる第4次拡張事業に着手してまいる予定であります。

平成13年度は、事業変更認可申請業務及び配水池増設にかかる用地取得や造成工事などの費用を盛り込むほか、 下水道工事等に併行する配水管布設替工事等に積極的に取り組んでまいります。

以下、予算に大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向等を考慮し、給水戸数1万1,726戸、年間総配水量 669万2,000立方メートル、1日平均配水量1万8,334立方メートルと定めるものであります。 第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億 7,216万 8,000円、支出総額10億 8,926 万 1,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額1億5,445万9,000円、支出総額6億7,036万3,000円とするものであり、配水管布設工事及び布設替工事並びに第4次拡張事業の配水池増設に伴う用地取得及び造成工事等を主とする建設改良費5億3,504万5,000円、企業債償還金1億3,431万8,000円、予備費100万円を内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し5億 1,590 万 4,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、 当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんする予 定であります。

第5条は、配水管布設工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器等の棚卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第23号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるため、寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例を制定しようとするものであります。

なお、政務調査費の額につきましては、去る2月14日開催しました審議会において、全員一致をもって適当である旨の意見を得ましたので御提案申し上げるものであります。

次に、議第24号寒河江市職員の再任用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、寒河江市職員の再任用に関する条例を制定しようとする ものであり、あわせて関連する条例についても改正しようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、再任用職員の給与等を定めるとともに、一般職の職員の 58歳以降の昇給停止について改正しようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市少子化対策基金条例の廃止について御説明申し上げます。

国から交付された少子化対策臨時特例交付金による子育て支援事業が完了することにより、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税にかかる配当控除について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明申し上げます。

中央省庁の再編に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市社会教育委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会教育委員の職務について、社会教育に関する諸計画の立案、必要な研究調査を行い、教育委員会に助言を行うなど、多岐にわたることから、その職務の継続性を図るため、任期を改正しようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市文化財保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

市指定文化財について、指定の解除及び所有者の変更手続など、条文の整備を図るため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとする

ものであります。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県医療費給付事業補助金交付規程の一部が改正されることに伴い、一部負担金の額等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金の額が増額となることに伴い、国民健康保険税の介護分にかかる所得割、資産割、均等割り及び平等割の各案分率について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第34号寒河江市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、同施行令の引用箇所について所要の改正をしようとするものであります。 次に、議第35号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

通勤通学等のために、自転車等を利用する者の利便を図るため、寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第36号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、排水設備指定工事店の指定等について条例で定める必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第37号西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更について御説明申し上げます。

西村山地区視聴覚教育協議会の事務所を変更するため、規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第 252 条の6の規定により提案するものであります。

次に、議第38号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について御説明申し上げます。

介護認定審査会の円滑な運営を図るため、審査会の委員を増員する必要があるので、寒河江市西村山郡介護認 定審査会共同設置規約の一部を変更しようとするものであり、地方自治法第252条の7第3項の規定により提案 するものであります。

次に、議第39号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本件は、平成12年6月17日、寒河江市丸内一丁目地内において、通行中の自動車が市道上に張り出した松の木に衝突し、車に損害を与えたもので、示談書を締結にするに当たり、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

田代地域の公共的施設整備については、平成8年度より第5期田代辺地総合整備計画に基づき実施してまいったところでありますが、平成12年度が最終年度となります。引き続き、地域内の道路等の整備や通学施設としてスクールバスの更新、要望施設等を設置する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、平成13年度を初年度とする第6期田代辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、36議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。 以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第45、これより質疑に入ります。

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。新宮征一議員。

新宮征一議員 二、三質問をさせていただきますが、これは議長、歳入歳出含めてよろしいんですね。 佐竹敬一議長 はい、結構です。

新宮征一議員 それでは、まず歳入の方で一つお聞きしたいんですが、先ほどの議案説明の中にもありましたように、市税が全体的に 1.3%の伸びを示しているわけです。金額にして48億6,098 万 3,000円ということで、大変伸びていることは喜ばしいことですし、敬意を表するところなんですが、この内容で、ただ個人市民税…… ちょっといろいろ関連しますので款項目までは申し上げないで質問させていただきますけれども、個人市民税がかなりダウンしているんですね。これは先ほどの説明にもあったように、もろもろの状況があって、当然これは減額になっているというのはわかるんですけれども、 7,357万ですか、かなりダウンしているようなんですが、それはその見直しだけによって生じたものなのか、まず第 1 点です。

それから、第2点は固定資産税の増が大変大きく伸びております。 1 億 2,573万 8,000円ということで、大幅な伸びがあるわけですけれども、これは先ほどの説明ですと、所得割課税の減額が予想されることなども含めて、全体的に1.3 %の伸びと、市税全体ですね。その中で、免除しておった期間が切れたので、固定資産税が大幅に伸びたと、こういう御説明であったわけですけれども、昨年度の数字なんかを見ますと、固定資産税の方も余り大きく乗っていなかったんですが、これはあくまでもその要素というのは、先ほどの説明のとおり、減免期間が切れて、個人や固定資産税の収入が見込めると、その要因だけで、ほかの要素がこの中に含まれているかどうか、これについてお願いしたいと思います。

それから、歳出の方に入りますが、ページ数で77ページ、第7款の1項7目、この21節に貸付金6億8,400万円、これは地域総合整備資金貸付金として計上されておりますけれども、これはチェリークア・パークの民活エリア等々の個人事業者向けの貸付金であろうというように思うわけですけれども、これは大体何社この中に入っておられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから3点目には、第8款の第2項3目の17節に公有財産購入費ということで、39億3,000万円盛られているようであります。この中に、かねて話題といいますか、問題になっておりました石川西洲崎線のものがこの中

に含まれていると思うんですけれども、これらの金額等についてひとつ教えていただきたいと思います。

以上、3点について質問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、市民税でございますけれども、先ほども説明申し上げましたけれども、全般的な経済状況というのは非常に穏やかな改善の方向にあると言われておりますけれども、まだまだ私は厳しいと思っておりまして、雇用面におきましても、そういう状況というものは抜け出していないのじゃないかなと、このように思っております。

そういう中でございますから、個人市民税は給与所得の伸びというものが期待できないと、そしてまた、失業者などのこれなども厳しい状況にあろうと、こう思っております。それから農業所得とか営業所得、そしてまたその他の事業所得なども前年対比で10%の減というようなものを見込まざるを得ないような状況にあろうかと思っております。

そしてまた、譲渡所得につきましても、年々減少と、こうなってきている状況にございまして、平成9年度が ピーク時でございますけれども、それと比較しますと35%ぐらいになるのじゃないかと、こう思っております。

そういうことで、対前年度比は市民税につきましては38%と、こういうことを計上させていただいておるわけでございます。 3.8%減。

それから、固定資産税でございますけれども、この課税対象というのは土地と家屋・償却資産にあるわけでございますが、これはいずれも安定した税収入というものを確保できる税になるわけでございますが、平成11年度分を見ますと、この市税の中での構成割合等を見ますと、固定資産税は大体49.6%ぐらいでございまして、都市計画税と合わせますと57%ぐらいに達しているわけでございますから、市税の半分以上を占めておる非常に重要な財源となっておるわけでございまして、そういうことですから、固定資産税の関与、あるいは固定資産税の伸びるための施策というものをこれまでもとってきたと、このように言えるかと思います。

全国的に見ますと、非常に固定資産税の伸びにつきましても頭打ちになっておるようでございますけれども、本市におきましては、そういう施策を講じてきた関係で、いわゆる区画整理事業とかあるいは工業団地の拡張事業等をやってきましたので、そういう効果があらわれてきているものと、こう思っております。ですからこそ、順調な伸びになってきたのじゃなかろうかなと、こう思っております。

御案内のように、固定資産税は3年に1回の評価替えというのがございまして、これも12年度に評価替えをやったわけでございますけれども、既存家屋の経年減価というのは影響が非常に大きいわけでございまして、対前年比の予算比較では若干減少しているというところかと思います。

しかし、13年度におきましては評価替えには当たらないわけでございますので、家屋の減価の影響というものはないのでございまして、ただ、家屋滅失分がありますし、そして逆に新築とか増改築によるところの伸びが、そのまま見込まれるわけでございまして、建築状況を見ますと、件数では多少の増減というのはありますけれども、建築床面積とその評価額では増加というものは見込まれるのじゃないかなと、このように思っています。

それから、お尋ねの低工法の問題でございますけれども、正式には低開発地域工業開発地区固定資産税減免条例というわけでございますが、この課税免除が3年間と定められておるわけでございまして、その適用を終了して、平成13年度、今年度から課税される中に、例年にないところの大規模な工場が含まれておるわけでございまして、そういう関係で、固定資産税の方は5.5 %の伸びが見込まれると、こういう状況にあろうかと思っております。 いずれにいたしましても、これからも税の関与なり、あるいは税がふえるような施策というものを進めてまいりたいと、このように思っております。

それから、地域総合整備資金貸付事業、これが今年度におきましては3事業でございまして、その3事業につきまして6億8,400万円というものを計上しておるところでございます。

それから、石川西洲崎線のお尋ねでございますが、8款2項3目17節ですか、これは公有財産の購入費が全体

で3億 9,300万円となっておりまして、そういう中で石川西洲崎線の用地購入関係は3億 4,668万でございます。 以上です。

佐竹敬一議長 新宮征一君。

新宮征一議員 市税の関係につきましては、理解できました。

また、この地域総合整備資金なんですけれども、今回は3事業ということで6億 8,400万円ですか、計上になっているわけですけれども、予算ですから、当然はっきりしたものをここに計上されていると思うんですが、ほかに13年度、1年後に緑化フェアを控えているわけですけれども、申し込みが新たにあるかどうか、その辺予想きりできないと思うんですが、その辺もしできれば、あるかもしれませんという答弁でも結構ですので、教えていただきたいというふうに思います。

それから、石川西洲崎線の関連でありますけれども、3億4,668万という数字がこの中に含まれている、ほとんどかなりの割合を占めているわけですけれども、これまでも全協、あるいは本会議等々でいろいろ議論になりましたあそこの路線であるわけですけれども、この内容を、例えば用地費が幾らで、それから補償費が幾らなのかと、その辺の内訳と、それから前にも出ておったと思うんですが、積算根拠について教えていただきたいと思います。

それから、もしでき得るならば、公社とそれから地権者の間で取り交わされている、いわゆる締結されている 契約書の写しなども出していただけないものかどうかなと思うんですけれども、この件について、ひとつお聞か せをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この地域総合整備資金貸付事業の6億8,400万円について、さらにというようなことにつきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、この石川西洲崎線の内訳といいますと、これは公社に委託しまして、取得していただいた事業なわけでございまして、内容は用地費、補償費、測量試験費、諸経費と。あるいは、公社の一般管理費手数料ということになっておるはずでございまして、さらにこれらの内訳ということになりますと、御案内のように、情報公開条例というのがあるわけでございまして、それにつきましては、個人あるいは法人というものが特定される状況につきましては開示できないということになっておりますので、御理解いただきたいと、このように思っております。

土地所有者の関係、それが1人、土地所有者が1人、それから移転物件の所有者が1法人でございますが、そういう金額ということに申し上げますと、やはり個々の用地費やら、あるいは補償費の金額ということが明らかになってしまいますので、内訳を申し上げることはできかねると、このように御理解いただきたいと思っております。

何にしましても、一般的なことでございますけれども、以前の答弁にも申し上げたと思いますけれども、公共用地の取得というのは、土地収用法等に基づくところの収用というのと、任意交渉によるところの売買ということに大きく分けられるわけでございまして、現在の公共事業等の用地取得については、企業者と町、この場合は市というか公社にございますが、地権者間での任意解決というのがほとんどなわけでございまして、そして円滑な交渉の実施という視点も重視せざるを得ないわけでございまして、情報公開するということによりまして、用地交渉事務に支障が生じるものであれば、公共事業の円滑な執行の妨げとなるという結果になりかねないわけでございますので、そういう観点と、もう一つは、やはり具体的な補償金額ということを公にするというようなことは、地権者の資産内容や収入状況というものを明らかにするということでございますので、地権者のプライバシーを害するおそれがあると考えておるわけでございまして、したがいまして、こういう内容を公表するということはできないものと考えておるところでございますので、御理解いただきたいと、こう思います。

それから、積算のことのお尋ねもございましたが、積算につきましては公社の方でいろいろ費用金額を算定す

る補償基準によって、これは基準につきまして、昭和37年閣議決定されたところの公共用地の取得に伴うところの損失補償金額を受けまして、国の公共事業機関の集まりであるところの中央用地対策連絡協議会におきましても、公共用地の取得に伴う損失補償基準、それから同規則というようなものが定められておるわけでございます。そして補償項目というのと算定方法の統一がなされております。

これにつきましても、以前に答弁したところでございますけれども、この基準に基づきまして、各地方整備局、前の地方建設局になるわけでございますが、組織化されておりますところの用地対策連絡会が、補償金額算定標準というものを定めておりまして、企業者はこれによりまして補償費を算定しておるわけでございますが、本県では東北地区用地対策連絡会で定めた補償金の算定標準書に基づいておりまして、本市におきまして、あるいは公社におきましても、これらによりまして算定しているというわけでございます。

また、実際の補償に際しまして、この標準書に記載されていないものもあるわけでございまして、数多くあります。そうした場合は、他の資料を引用するとか、あるいは専門家や学識経験者の意見を聞くとか、これは前例というものを参考にするとか、そういういろいろな方法によってやっておると、こういうことが言えるかと思っておりまして、このたびの補償額や補償内容につきましては、この土地開発公社理事会に十分に御審議をいただいて決定していただいているものと、こういうふうに認識しておるところでございます。土地開発公社が契約締結したものに基づきまして、計上しているものでございます。

それから、契約書のことなんでございますが、契約書は、これはご案内のように土地開発公社と地権者との間で結ばれたものでございまして、そういうことでございますので、市として提出する立場にはないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

鹿間 康地域振興課長 地域総合整備資金でございますが、民間エリアについては、14年度に立ち上がりたいというもので進んでおるわけでございますが、13年度は3社と。

それから、そのほかに3事業がこれまで要望がございます。14年度にその3事業についても予定してまいりたいというふうに考えております。

佐竹敬一議長 新宮征一議員。

新宮征一議員 この貸付金に関しては、また14年度に新たに要望があるということで、またその都度こういった予算が出てくると思いますので、十分わかりました。

それから、市長から大変詳しく説明をいただいたわけなんですけれども、用地買収の件についても、それぞれ の立場があるということでございますので、これ以上求めはいたしません。

大変ありがとうございました。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 それでは、予算関係について総括的に何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

第1点ですけれども、この間何回か私は申し上げてきているのでありますが、納税貯蓄組合の関係でありますけれども、何回か申し上げてきておりますので、その内容については議論する必要はないというふうに思いますが、去る98年の1月に小田原市の納税貯蓄組合の奨励金をめぐる問題で、市民オンブズマンから行政訴訟がなされまして、それで違法とする判決が出されたわけであります。

それで、その内容は御承知かというふうに思いますが、本市では条例を制定して事務費の交付をしているわけでありますけれども、その判例の要旨を申し上げますと、いわゆる法律に基づいた納税貯蓄組合は、何といいますか、そのほかの条例なんかを設けて、補助金や事務費などを交付することは違法であると、こういうふうな判決の要旨であるというふうに私は理解をしているわけでありますが、その判決からすると、本市のこの事務費の交付はまさに予算説明書の資料の11ページの中に書いてあるとおりだとすると、これはどうしても違法でないか

ということを言わざるを得ないわけでありまして、例えば収納率の問題とか、あるいは地域における納税貯蓄組合の受けとめ方、私は理解できないわけではありませんけれども、そうした判決に対してやはり重要に受けとめなければならないんではないかなというふうに思っているところであります。

したがって、そうした判決を受けて、市当局としてはどのようにこの納税貯蓄組合の事務費の交付についてお 考えになっているのか、改めて見解をお聞きをしたいというふうに思います。

なお、つけ加えて申し上げますと、交付金のほかに育成補助金というのもありますね。これも、つけ加えてお 尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今回助役が任期途中でやおやめになるというふうな話を伺ったわけでありますが、任期の途中というようなことでありますから、何か大きな理由があるんだろうなというふうに理解はいたしますが、その理由についてもお聞きをしたいというふうに思いますし、聞くところによりますと、助役の辞任を市長が認めたというふうな話も伺っているところでありまして、そうすれば、また新たな助役を予定もされているというふうにもお聞きをしているわけでありますが、自治法には助役を1人置くとか、あるいはただし書きがあって、置かないことができるというようなこともあるそうでありますから、行財政の改革というような視点から、寒河江市では、もう市長は5期目のベテランでありますから、そういう意味で、私は助役を置かないことも一考に値するんではないかなと、こういうふうに思っております。

全国的に見ますと、そうした助役のいない、置かない市もあるようでありまして、物の本によれば、職員の話なんかも直に市長の耳に入って、大変風通しもよくなるというようなこともあるようであります。

この間の松村助役の市政発展に果たした役割は、大変大きなもがあるというふうに思いますけれども、こうした市長は5期目だと、こういうふうなこともありまして、それらも踏まえて、最大の人件費の削減になるんではないかなと、こういうふうなことを思いながらお尋ねをしたいというふうに思います。

庶務課の話によりますと、年間 1,700万円ぐらい削減になるというような話でありましたので、謙虚に耳を傾けていただいて、御検討をしてもらえればというふうに思っているところであります。

それから、もう一つは市政運営の要旨にもありますけれども、チェリークア・パークの民活エリアについての 進捗状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

もう一つは、市政運営の要旨にあります、29ページにあるわけでありますが、地方分権を最大限に生かして、それで市民のニーズに対応していきたいというふうなことで、市街地の小沼、越井坂地区における住所の表示解消を行いと、こういうふうにありますけれども、これは地方分権における方法と手法ですね、最大限に生かすというその手法を教えていただきたいというふうに思いますし、また予算規模なんかもわかれば教えていただきたい、こういうふうに思います。

それから、これは余り言わないでおこうかなというふうに思ったんですが、先ほど新宮さんからお話がありましたので、私はそれで納得するわけではありませんので、つけ加えて申し上げたいというふうに思いますが、確かに、石川西洲崎線のその問題は、いわゆる個人や法人にかかわる問題であります。しかし、前にも申し上げましたけれども、これはあらかじめ予算に盛られることがわかっているわけでありますから、既に公になる文書だと、こういうふうなことがわかっている情報であります。

したがって、何ら公開しても差し支えない。ただ、今後の、例えば事業の進め方でそうした土地買収などが大変になるというようなことは私はわからないわけではない。しかし、今後はそうしたことも含めて、やはり地権者と言いますか、権利者といいますか、そういうふうな方々と交渉をする際に、念頭に置いてやはりしていかなければならないんではないかなと、こういうふうに思うんです。

そうすれば、信義に反するとか、信頼関係を失うなどということは私はないであろうというふうに思いますし、 この辺も含めてお尋ねしておかなければならないというふうに思います。

以上。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 助役の話が出ました。3月末をもって退職するということでの意思表示がありましたので、 私は受理したところでございまして、そしてその後任につきましては、けさほど議長の方に提示したところでございまして、そして議会のお話を承りたいと、こういうことを申し上げたところでございます。

助役は御案内のように、地方自治法で定められている職務を遂行する立場にあるわけでございまして、そしてまた、最近の行財政運営というものは大変いろいろな諸問題を抱えているところでございまして、市長を初め補佐するところの助役、あるいは担当職員というものが一体となってこれに当たらなくちゃならないと、かように思っておるわけでございます。

そういう意味では、助役というものはやはりこれからも置いておかなくちゃならない、かように思っておると ころでございます。

それから、納税組合のことの話がございましたが、これは私も判例というものも存じ上げておりませんので、 ちょっとそれを勉強しなくちゃ答弁のしようがございません。もし、担当の方がわかっておるならば、担当の方 から答弁させたいと思います。

それから、クア・パークの進捗状況というようなことがございましたが、先ほども新宮議員から御質問がございましたように、地域総合整備債というようなものを活用してやろうという意思で取り組んでおりますし、市におきましても、そういう計画に基づいて融資をしようということで予算に計上させていただいておるところでございますので、過般におきましても、それらのまだ着工してないところの一龍さんとか、あるいはチェリーランドさがえさんとか、こういう方にお話を申し上げまして、できるだけ早く着工していただくよう、またその構想等についてのお話をし合ったところでございます。

それから、小沼とか越井坂の字名のことにつきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、石川西洲崎線の話でございますけれども、これも先ほども答弁申し上げたとおりでございまして、 予算は今回も提案したわけでございますけれども、やはり国におきましても、あるいは県におきましても、こう いうプライバシーの保護というような面からいきますと、先ほど申し上げました観点から、これは公表しておら ないところでございますので、これらにつきましては、御理解いただきたいと、こう思っておるところでござい ます。

以上です。

佐竹敬一議長 税務課長。

安食正人税務課長 納税貯蓄組合の交付内容等についての判例というようなお話がございましたが、見ておりませんので、御容赦をお願い申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 施政方針の中で、小沼、越井坂地区の住所の表示の解消について、地方分権を最大に生かしてということで、どういうことかということについてお答えを申し上げます。

まず、これまでの自治法では、この大字の変更についての権限は知事の権限でございました。これが、地方分権一括法のかかわりで、その権限が市町村長へ事務移譲になったわけでございます。したがって、市町村長限りでその変更が行えるということになりました。

なおかつ、この小沼、越井坂地区でありますけれども、この両地区から強く寒河江市大字寒河江字小沼、あるいは字越井坂の大字寒河江を解消してほしいというような強い要望がありまして、いろいろ検討してまいりました。それで、小沼地区、それから越井坂地区の2地区をそれぞれ分けまして、関係者、当然そこに住んでいる居住者、それから土地だけを所有している人たちに集まっていただきまして、解消の方法についていろいろと説明会をいたし、なおかつアンケート調査をいたしております。それで、この解消に賛成か反対かということで、これを解消しますと、個人的にも権利関係にも及ぶこともございますので、市としましては、そのアンケートの結

果が大方、70%以上の賛成が得られれば、今後進めていきたいということで今進めているということであります。 佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 重ねてお尋ねをするわけでありますが、助役の話は余り申し上げますと失礼に当たると悪いので、市長の考え方として受けとめておきたいというふうに思います。

次に、納税貯蓄組合の判例を見ていないのでというようなお話がありましたので、ぜひ見ておいていただきた いというふうに思います。

これまでは、自治法の 232条の 2 を適用してこうしたことを交付してきたのではないかというふうに思っているわけでありますけれども、そうしたものについても、その納税貯蓄組合法でうたっているものであれば違法であるというふうな判決要旨であるようでありますので、ぜひそうしたところを御認識をいただいて対応をしていただくようにお願いをしたいというふうに思っております。

でないとですね、市民オンブズマンなどからそうした点について訴訟なんかがあった場合に大変な状況にある というふうに思いますので、真剣に受けとめていただきたいと、こういうふうに思っております。

それからもう一つ、クア・パークの進捗状況について、大枠についてお話があったわけでありますが、それぞれのものについても別々にお尋ねをしたいというふうに、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。なお、保留されている土地なんかも目安なんかですね、ついているのかどうか、あるいはメーンとなります中国パールでお買いになった土地なんかは、具体的にどのように進められようとしているのか、その辺の関係についても教えていただきたいというふうに思います。

それから、この大字の関係する住所変更について、一つお願いをしながらもう1回改めてお尋ねをしたいというふうに思いますが、分権の中で大字の変更は知事から市町村の長で移管されたというふうなお話でありました。予算規模についてはどの程度なのかお答えありませんでしたのでちょっとわかりませんが、つけ加えてあとで教えていただきたいというふうに思いますが、実は、私の地元であります平塩にも、市長御承知のとおり大字中郷というようなところがありましてですね、私は合併浄化槽の補助対象になるからいいんではないかというふうなことを申し上げたことあるんですが、大変住民は不便を来しているというようなことで、前の前の選挙のときでしたか、市長が公民館に来られたときに、具体的に住民から変更してもらえないだろうかと、こういうふうにお話があったかというふうに思います。

それで、そんなに簡単にできるものであれば、ぜひ私もそうした住民が不便を来たしているものについて見直 しをしていただきたいなと、こういうふうに思っております。アンケート調査なんかやれば多分 100%でしょう、 わかりませんけれどもね。

ということで、そうしたところも分権という点からしてできるように、そんなに簡単にできるようになったのかどうかも含めてお聞きをしたいというふうに思います。

それからもう一つ、石川西洲崎線の問題ですが、先ほど市長は一連の土地買収等にかかわる問題は、土地開発公社の理事会の中で議決をされているということで御理解をいただけるんではないかというような話がありました。この前にも申し上げましたけれども、土地開発公社と議会というのは、これは市長に言わなくてもおわかりのとおり、権限が、機能が全く違うわけでありまして、そうすれば、議会としてはその予算の措置が妥当であるということを何をもって判断をすればいいのか、私はわからないんですね。

したがって、そのところ市長にどういうふうにして判断すればいいのか、ぜひ教えていただきたい、こういうふうに思います。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずはクアパークの話でございますが、今回の融資をしようとしているところの中で、着工 しておりますところのほかの2社については先ほど申し上げたとおりでございます。 それから撤退されたといいますか、契約を解除されました2社の分があるわけでございますけれども、そのほかその土地につきましては、現在いろいろほかの企業に当たって探していると、こういう状況にありますが、やはりこういう経済状況でございますので、大変厳しい状況にあろうかと、このように認識しておるところでございまして、中国パールにつきましては、以前もお答え申し上げたとおりでございまして、中国パールの方にいろいろ話を申し上げまして実現の方向に、早く着手の方向にということをお願いしておるところでございます。

それから、この大字とかの問題でございますけれども、簡単にできるというものではございません。いろいろのそれなりの手続というものが必要なわけでございます。ですけれども、不便を来しておるあれは町の形態から考えましても、よりよい方向に向けばいいなと、こう思って、住民に投げかけておるわけでございまして、そして住民の理解を得なくちゃならないわけでございまして、行政でやる分野でもありますけれども、住民が負担を負わなくちゃならない分野というものもあるわけでございますので、住民の理解と協力をちょうだいすると、そしてまた地域なり、その地域なら全体としての意思というものがはっきりしてこなければ出てこないと、こういうことでございますので、そういうことで今いろいろそれぞれの町内会なり、あるいは区なりを通して話を投げかけておるところでございまして、細かいことにつきましては担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、石川西洲崎線でございますけれども、これは一般の公共事業でございますが、これはやはり幾ら市民の税金で行われる、あるいはまた一般市民の関心時であるといたしましても、個人の情報を保護をしなくてもよいということにはならないわけでございまして、そういう面から、これらは公開するわけにはまいらないと、こういうことを申しておるところでございますので、そしたまた何回も言うようですけれども、公社の理事というものがそれに当たりましては、市当局から議会に対しまして推薦を出しまして、そして議会から推薦をちょうだいしました方を任命しておるわけでございまして、そういう方々の十分なる御審議を得ておるわけでございますので、今件につきましても、あるいは将来そういう問題がありましても、そういうふうに取り扱わさせていただきたいと、このように思っておるところであります。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今回の小沼、越井坂地区の解消に伴う予算でありますけれども、格別予算が必要というわけでもございません。これは一般の事務の流れの事務経費で足りるということであります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 その住所の表示の変更からお聞きしますけれども、今市長の話ですと、市の負担分とそれから住民の負担分も出てくるというふうな話だったと思いますけれども、私の聞き方が違ったのかどうかわかりませんが、多分そういうふうに言われたというふうに思うんですね。

したがって、今年度が予算措置ないということで後年度でまた出てくるのかどうかわかりませんが、そうした 負担区分なんかもどういうふうになるのか、もう少しきちっと教えていただかないと、例えば今後そうしたとこ ろがいっぱい出てくるといいますか、考えられるわけですが、あそこが基準としてやられたので、私のところも やりたいと聞かれたときに、私ども答えようがないので、ちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思い ますね。

それから、市長、石川西洲崎線について、関連づけて今後もそうした問題については開示しないでいくというような方針でありました。新たな分権の時代には似つかわしくない方向性だというふうに私は思っておるわけでありますが、それでは市長は議会というものをどのように心得ているのか教えていただきたいというふうに思いますね。分権に当たっての地方議会というのはどういうふうにあるべきなのか、市長はお答えできないかもわかりませんが、ぜひその辺のところも市長の持っている政治理念の中で御期待いただきたいというふうに思いますし、御承知のように秘密会だってあるわけですよ。したがって、そうしたことも含めて考えた上でやはり対応をしなければならないんではないかなというふうに思います。

今回の問題は大変大きな問題になるというふうに思っております。いろいろな市民の方がその石川西洲崎線の

いわゆる物件補償、土地買収費などについていろいろ疑問を私どもに言ってきております。したがって、そういう意味では権利者の意に反するようなことが、私は多分ないというふうに思っておりますけれども、むしろそうしたことは明らかにした方が、市民も、また土地を提供した権利者も納得されるんではないかなと、こういうふうに思うんですね。

したがって、そうしたところも含めて秘密会などの場もあるということも含めて、市長に御見解を改めて伺い たいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地方分権の時代でありましても、個人の情報というものは守らなくちゃならないと、これは 当然だろうと思っています。

それにおきましては、個人のプライバシーに関するところの情報というものは用地買収、あるいは補償というようなものが今後出てきた場合に、これを開示するというようなことが言われてましても、それは無理なんだと、こういうことを申し上げておるところでございます。

それから、秘密会云々と言いますけれども、あくまでもそういう情報は個人にかかる問題は開示することはできません。

それから、住居表示関係での負担と申し上げましたことは、行政でやらなくちゃならない分野というものがございますし、あるいは個人で負担しなくちゃならないといいますか、これは経済的な分野とか、あるいは印鑑を証明するとか、あるいは自分の住所をあれするとか、そういうことが付帯して出てくると、こういうことでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。那須 稔議員。

那須 稔議員 少子化対策について少々質問させていただきますけれども、今回の予算の中と、それから先ほど市長の市政運営の要旨の中に、それぞれ少子化対策についてのいろいろな具体的な話が出ております。特にこのことにつきましては、寒河江だけではなくて、ほかの自治体も非常に頭を痛めているというような状況にございます。

それで、本市の場合の合計特殊出生率、これが一生のうちに女の方が子供を産む平均的な数でありますけれど も、この数が上がったり下がったりというような状況にございまして、しかしながら、下降線を下っているとい うことは事実でございます。

そういう中で、今回も予算の中に一時保育やら、あるいはファミリーサポートセンターの設置、それから乳児 医療費の給付対象の引き上げということで、いろいろな施策に取り組んでおられますけれども、市長の方にお伺 いしますけれども、この少子化対策について、市長のお考え、どういうふうな考えをお持ちなのか1点お伺いを したいと思います。

それから、具体的に今回ファミリーサポートセンター、これは新しい事業ということで取り組んでおられますけれども、この事業につきましては、小さい子供を抱えているお母さん方、非常に悩んでおられるところにセンターがあるということで、時を得たセンターではないかなと、このように思っているところです。

特にこれは依頼会員と援助会員という方が登録されて、それぞれ事業に参加するというような体制になるわけでありますけれども、市として、その辺の具体的な要綱などを作成して取りかかるというようなことになろうかと思いますけれども、その辺の会員登録の際の会費、それと実際に子供を抱えるお母さん方の対象年齢、どの辺までの対象を考えておられるのか。

それから、特に援助会員でありますけれども、その辺の援助会員の対象者、どういうふうに見ておられるのか お聞きをしたいと思います。

それからもう1点は、乳児医療費の年齢の引き上げ、今回実施をされておられます。そのへん、今回の引き上

げでもってどの程度市内の方々が増加をするのか、該当される方何名ぐらい増加をされるのかお聞きをしたいと 思います。

それから、国の制度で児童手当がありますけれども、昨年6月に3歳から就学前まで引き上げられました。今回また新たに所得制限の緩和ということで、国でやられておられますけれども、その辺寒河江市として対象者のどの程度が該当するのかお教えをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 後半のファミリーサポートとか、一時保育所とか、あるいは児童手当の点につきましては、 担当の方から申し上げたいと思います。

まず、少子化に対しての市長としての基本的な認識の仕方と、こういうことだろうと思っておりますが、何にしましても、これは市に限らず、国におきましても子供が少ないということは人口の増減にかかわる、そしてまた国の勢いにかかわる重大な問題なわけでございまして、これが産業経済、こういう分野からあらゆる分野に影響してくることは否めないものだろうと、こう思っております。

そういう中で、少子化対策というのは国を挙げて取り組まなくちゃなりませんし、それぞれの自治体におきましても、それぞれの知恵を出して対応していかなくちゃならない問題と、このように思っております。

そういう中で、国でやらなくちゃならない性急な問題もあろうだろうし、あるいは自治体限りで可能な施策もあるだろうと思っておりますけれども、地方自治体としてならば、少なくとも地方自治体で出来るところの子供をまず産み育てることが容易な環境づくりということが必要だろうと思っておりまして、産むにしましても、これが現在の母親ということになりますと、勤めている方々が非常に多い中で、そういう中でありましても産むことができ得るような環境をつくると。

それから今度、育てる場合におきましても同じことが言えると思います。育てやすい環境というものをつくる こと、こういうことがあろうかと思っております。

ですから、そういうただ手当を厚くするとか、金銭面での手当ということも、これも必要な場合はあるかとは思いますけれども、いわゆる子育てに、あるいは出生にかかるところの状況、条件というものを非常にやりやすい条件、環境といもうのをつくってまいらなくちゃならないのじゃないかなということでございまして、そういうことでの施策をこれまでも本市といたしましてもとってきたつもりでございますし、13年度予算におきまして、あるいは施政方針におきましても、少子化対策というものは、大きな柱と、私はこの予算におきましても、施政方針におきましてもなっておるものと思っております。

また、うちの方では組織といたしましても、少子対策主幹というものをはっきり置いて、そしていろいろな事業を推進しておるところでございますので、この高齢化に対するところの対応と並んで、あるいはそれ以上に大きな問題というものがこの少子化対策であろうと、このように認識しておるところでございます。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

|芳賀友幸健康福祉課長||ファミリーサポートセンターについてお答え申し上げます。

会費につきましてのお尋ねがございますけれども、これにつきましては、会員募集をいたしまして、それぞれ お話を伺いながら利用しやすいような会費にしていきたいと考えています。

また、近隣の市でも実施しているところがございますので、その辺のことなども参考にしながら要綱で定めて まいりたいと考えています。

それから、対象年齢でございます。原則的には就学前の子供ということで考えております。

それから、援助会員の資格関係でございますけれども、格別資格をつけるというようなことは考えてございません。子育て経験がありまして、そしてある一定の研修を受けていただいて、積極的に御協力いただける方にお願いしていきたいと、会員を募っていきたいと、このように考えてございます。

それから、乳幼児に関する医療費の支給の関係でございます。

13年度の当初予算に引き上げの予算を計上させてもらっていますけれども、この中では13年度7月から一斉引き上げという形で予算計上させてもらっています。これによって、対象者は289 名ほど増えると考えております。それから、児童手当の関係でございます。国の方でも児童手当につきましては、所得制限の緩和をしていくということでございます。受給のできる方を、現在ですと大体72.5%程度ですけれども、これから85%程度まで受給できる方を引き上げていくと、こういったような国の方の考え方のようでございます。

私の方で大まかに調べたところによりますと、おおむね 400人程度増えるのではないかなと考えてございます。 以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 少子化につきましては、先ほど市長からも答弁がありましたけれども、やはりほかの自治体でも非常に悩んでいるのは、その少子化問題。特に市の施策の中心の柱に据えながら、なかなか難しい問題だと、このように言われております。

そこでこの少子化につきましては、いろいろなふうに市の運営に当たっても、やはり人口がふえるということは大変いいことであるし、あるいは事業を進める上で大変大事な点ではないかなと、このように思っているところです。

この少子化につきましては、寒河江市の場合もここ10年の合計特殊出生率を見ますと、ばらつきがありますけれども、非常に数字的には下がっているというような傾向にあります。特に平成11年の数字が1.63というような数字がありますけれども、その辺はほかの自治体でも下がっておりますけれども、寒河江も下がっていると。全国平均よりも高いでありますけれども、

平成3年から見ますと、1.86からしますと、0.2 幾らの数字が下がっているというような数字になっていると ころです。

そういう意味では、この少子化対策に対しましても、やはりいろいろな事業に取り組みながら、前向きに取り 組んでいかなければならないことではないかなと、このように思っているところでした。

市長からはいろいろなふうに話がありましたけれども、今後その辺の事業の展開、期待をするところです。

それで、ファミリーサポートセンターでありますけれども、会員の会費と会員登録、あるいは会員時の報酬ということがありますけれども、その辺の報酬については、今のところまごころサービスというところで1時間700円というような時間帯の数字がありますけれども、その辺を上回るのか下がるのか、ほかの自治体などの数字も500円というような数字もございますけれども、特に寒河江市にとっては、これから報酬額についてどういうふうに決めていかれるのか。実際には、余り高い報酬ですとセンターに頼んでくると、依頼するという会員が少なくなってくるということから、会員の報酬ということについても具体的な数字はこれから決めるということでございますけれども、いろいろなふうに検討しながら、ひとつ使いやすい会員報酬ということでお願いしたいなというところでした。

それから、預かる子供について就学前という話がありましたけれども、実際に学童保育のある地域、これらに つきましては学童保育で預かってもらいますから、それぞれいいわけでありますけれども、学童保育がない地域 につきましては、子供さんを見てくれる場所がないということで、できましたら就学前というような線ではなく て、若干それを上回るというようなことでひとつ御検討をお願いしたいなと、その辺についてどうなのか、お聞 きをしたいと思っているところです。

それから、援助会員とそれから依頼会員がございますけれども、援助依頼会員、特に援助会員の部分でありますけれども、子供を見るということで、要するにほかの人の子供を見るわけでございますから、当然気配りとか、あるいは保育の知識、それから心構え、それから緊急時の対応、それらについていろいろなふうな知識があった方がより見やすいのではないかと思いますけれども、その辺の市としての取り組み、要するに援助会員に対する取り組みはどういうふうに考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、トラブルがあった場合、当然ほかの人の子供がいるわけでございますから、トラブルがあった場合にどういうふうな対処をされるのか、いろいろな保険なども掛けて対応されると思いますけれども、その辺の対応はどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどの乳幼児の医療費の給付の引き上げがありました。これは該当者が 280数名ということがありましたけれども、非常に該当された方は喜んでいらっしゃるんではないかなと思っております。

特に、今県会が開かれておられますけれども、県の方でも、話に聞きますと乳幼児の医療費の引き上げ、これを7月ころから引き上げるというようなことが出ておりますけれども、その辺の絡みで市も7月からという話がございましたが、その辺の今後の取り組み方、県の方では就学前というような話もございますけれども、寒河江市が1歳上げられるという中で、今後どういうふうな経過をたどっていくのか、おわかりでしたらお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

ファミリーサポートセンターに関してでございます。援助会員の研修のあり方につきましては、ハートフルセンターにサポートセンターを置くわけですので、ハートフルセンターの方で徹底して研修をしてまいりたいと。 そして、いろいろな子育てにかかわる知識を情報提供させてもらいながら、きちっとした対応をできるように研修とか講習会を詰めてやっていきたいと考えております。

それから、トラブルの解決についてでございますけれども、これもファミリーサポートセンターで責任を持ってトラブルの解決に当たらせていただくと、こういうことで考えております。

それから、対象年齢の関係でございますけれども、原則的には就学前という考えでおりますけれども、ただいまございましたような形で、もう少し検討をしてみたいなと思っています。広げても、小学の低学年ころまでかなという感じはしております。

それから、県の乳幼児医療の関係でございます。県の方では7月から就学前まで引き上げると、こういう考え 方で改正しているようでございます。

市としましても、13年度予算には1歳上げるべきで当初予算に計上していますけれども、市としましても、6 月の議会に向けて就学前まで上げるような形で補正予算と条例を提出していきたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかに。川越孝男議員。

川越孝男議員 総括質疑ですので、2点お尋ねをして、あと細部については予算特別委員会の方でお尋ねをしたいというふうに思うんですが、予算書を見まして、そしてこれまでもそうなんですが、13節の委託料、15節の工事請負費については、事業ごとの金額が示されていない。これは理由としては、入札前に予算額がわかっているとまずいという、こういう配慮のもとに出さないで、その款項目で15節なり13節については1本で出ているというふうなことになっているわけでありますけれども、しかし議会で予算審議する際には、やはりそれぞれの事業ごとに予算額というものを審議をしていかないというと、実質的な議会の審議というのはできないというふうに私は思うんです。

したがって、理由としては、入札前に予算額がわかるのはまずいというふうなことでありますので、したがって、そういう部分も問題を解消するように、入札制度のあり方なども改正しながら、例えば事前予定価格を公示するような形にしていくことによって、その問題は解決をされるし、逆に市役所の職員の担当者さ、業者の皆さんが事前にその金額、数字を知りたいといういろいろなアクションもなくなるわけですね。したがって、こういうふうなことをも考えながら、私はそういう13節や15節についてもそれぞれ事業ごとに議会の場で審査できるような形にすべきでないのかなというふうに思うんです。

したがって、これから予算特別委員会なり分科会があるわけでありますから、そこではね、これまでも求める

と出してきていますので、ぜひ後退することのないように、きちっと予算特別委員会なり予算分科会の中では求められたらそういう数字を出して、そして議会の本来の大きな任務である予算の審議というもの、審査というものをきちっとできるように、やはり保証すると。こうしないというと、議会自体が形式的になってしまうので、そのことについて、これまでも予算特別委員会や分科会で求めると当局の方から示されているんですが、ぜひこれからもそういうふうにしていただきたいし、今後そういうことも明示していけるような方向に検討していただきたい、こういうふうに思うんですが、市長の御見解をお聞かせをいただきたいというのが一つです。

それからもう一つでありますが、先ほど来、公有財産の購入費の問題をめぐって、これは相手があるわけですから、土地を買うというふうになった場合ね、あるいは建物を買うというふうになった場合には、当然前の所有者がいらっしゃるわけでありますから、確かに個人が明らかになりますね。

しかし、予算を構成する要件、例えばその17節の公有財産購入費というものがその款項目の中で、その17節が 1件の事業費でないといった場合には、当然にして用地取得費や物件補償費や諸費用ありますけれども、それを 示さなければ予算というものは構成できないわけですね。予算というものは編成できないわけですよ。

したがって、相手のことがわかったら、個人が判明するから教えられないというのは誤りです。ちゃんと調べてください。款項目で17節が一つの事業きりない場合、当然にして17節の公有財産の購入費というのは、例えば土地何平米で幾らで、そしてそこに建物、物件があればその補償費も積算されて、あるいはもろもろのかかった経費もというふうになって、その予算額が構成されるわけですから、当然示さなければならない。相手があらわれるから、これからもずっと言いません、言いませんというのは誤りであります。改めてこの点についても市長の見解が誤ったままのそういう対応で今後予算審議をしていくというふうになりますと、寒河江の市議会は本来の機能を果たせなくなりますので、この2点について市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 予算編成ということと、プライバシーの保護というのは、私は違うと思いまして、あくまでもプライバシーというものは個人の知られたくない秘密、知らせてはいけない、開示してはいけないところの秘密というものは、これは守らなくちゃならないと、こう思っておりまして、そういうことで、これはあくまでも個人のプライバシーに関することは、これは情報公開の条例に基づいて開示できないものだと、こういうふうに思っておるところでございます。

それから、13節とか15節とか、こういうことについてのお尋ねでございますけれども、これは予算編成のやり方として、これは多分私も詳細には実質知ってないところではございますけれども、予算編成というののやり方というのは、これは地方自治法の施行規則あたりにおきまして、こういう方式でいきなさいと、それに準じておるんじゃないかなと、こう思いますけれども、それらにつきましてはまた担当の方から申し上げたいと思っておりますが、そういうことでまた個々の事業等につきましては、こういう予算説明書と説明資料というのがあるわけでございますけれども、これらと相関連して、予算の御審議をいただければありがたいものだと、このように思っているおります。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 今議員からお話がありましたように、13節とか15節の中で入札を要するものにつきましては、これまでも金額を入れないでもって一応予算書をつくってまいりました。

なお、予算書につきましては、欲しい方には実費でおあげしますし、あるいは業者の方も閲覧しにきますので、今、予定価格等につきましては事前公開してない状態というような形で記載しないという形で予算書をつくっているようなところでございます。

ここでは、それですけれども、委員会等々については、内容については十分御説明申し上げているはずでございますので、御理解賜りたいと思います。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 13節なり15節の関係の予算審議の際、委員会なり分科会で十分説明してくださるというふうなことでありますので、引き続きそういうふうなことでお願いしたいというふうに思います。

ただ、市長が先ほどもうされました予算構成要因と、それから個人のプライバシーの関係、これをごっちゃにされたわけですけれども、もちろん個人のプライバシーというのはプライバシーとして尊重しなければなりません。しかし、予算を構成する場合、ただいま申し上げたように、土地の取得、何平米で幾ら幾らで、あるいは物件があれば物件補償費が何ぼでという、そのほかいろいろな諸経費がかかれば何ぼという、こういうものが整って予算というのはでき上がるんですね。したがって、それには当然相手方があるんです。だから、そいつを言えないんだと、プライバシー尊重をしなければならないから全部隠さなければならないというふうになったら予算審議できないし、予算を組む要因を満たしていなくなるわけですから、このことについても、地方自治法に基づいて、さまざまな諸規定があってされているというふうなことが市長から言われたわけでありますけれども、予算を編成する所管課の方では、そのことについてはどういう御見解なのかお聞かせをいただきたいと思います。それで、そのことも市長も受けとめていただきたいというふうに思います。

そういうふうに、当然予算を構成する要素として、先ほどのようなことはあるんだと、こいつを隠すというと、 議会の中ではまともな予算審議もできなくなりますよというような心配をして、私申し上げてありますので、こ のことについての見解、お聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 予算書の書き方といいますか、体裁といいますか、形式といいますか、そういうものは地方 自治法の施行規則の方にうたっておるのじゃなかろうかなと。それははっきりしたことはわかりませんけれども、 多分そういうようなことがあったような気がしましたからそう申し上げているのでございまして、その後の私の 記憶違いがありましたならば、それは担当課長の方において詳しく説明していただこうと、こう申し上げている んでございまして、誤解のないようにお聞きとりいただきたいと思います。(「担当者の方から。私が質問した ことについて市長がわからないというから」の声あり)

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 予算書、あるいは決算書、いろいろな調書につきましては、地方自治法の施行規則の方に様式が示されておりまして、それに基づいて編成、編綴しているものでございます。

その中で、先ほどの話ですと、プライバシーと公益というようなことのどちらということになるかと思います けれども、どちらを優先してという形での結局は記載の仕方になるんじゃないかと思います。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 7款の商工費で73ページでありますけれども、中心市街地活性化拠点施設費ということで、今回新たに1億1,265万6,000円が計上されておりますが、この中にたしかフローラSAGAEには管理をするためということで3名の職員がですね、2名の職員と1名の臨時職員ですか、3名の職員が派遣をされているというふうに思うんですが、この人件費は幾らで、どこから支出をされているのかですね、商工費からではないような感じもしますので、どこから幾ら支出されているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それと、財産貸付料ということで、歳入で 6,084 万ですか、見られておられますが、フローラ分は幾らなのかあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今までも問題になっておりますこの石川西洲崎線の関係でありますけれども、17節の公有財産購入費ということで、3億4,668万円。その中に、先ほどの答弁をお聞きしますと、物件移転補償費も含めて3億4,668万円だと、こういうようなことであったというふうに思うんですが、私どもが普通解釈をすれば、ここはあくまでも地権者の用地購入費が公有財産購入費の17節に当たるのではないかと、そしてかなりの額の中に入っている花、蘭の移転補償が非常な額だというふうに聞いているんですが、その蘭の移転補償、これは22節の物件

移転補償費に該当するのではないかと、こういうふうに思うんですが、あくまでもそれは公有財産購入費という節から支出をする科目になるのかどうか、どうも疑問に思いますので、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長どなたか答弁。土木課長。

安達勝雄士木課長 石川西洲崎線の関係ですけれども、一般的に市の方で直買する場合につきましては、用地費関係は用地費、それから補償費関係は補償費ということでそれぞれ17節なり、22節の中で対応をするわけでございますけれども、公社に委託をするという場合は、一般的に上物にかかわる分につきましても、用地の中に含まれた形で公有財産購入費という中から買い戻しをしているというふうになっております。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 財産収入の建物の貸付料ですが 6,084万、これはほとんどフローラのテナントの貸付料でございます。

佐竹敬一議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 人件費関係についてお答え申し上げます。

人件費につきましては、7、1、1、商工総務費に計上になっています。ということは、地方自治法の施行規則の中で、一般職員の給料、手当、共済費は米印をしている目に計上すると。

この米印というのは何かといいますと、各款の総務管理費的な目に計上すると、そういうふうな規定がございますので、2名分については商工総務費に計上してあります。

以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 現在のフローラの管理体制でありますけれども、現在は職員が2名、そのほかに臨時職員1人の3人体制で管理をいたしております。

今の御指摘が新年度のこの中心市街地の方に臨時職員の賃金が計上になっていないというような御指摘だというふうに思いますけれども、新年度から臨時職員は必要ではないから、当初予算に計上しなかったということではございません。新年度においても、総体の人員は3人体制でいきたいというように考えております。

なぜ、当初予算に計上しなかったということでありますけれども、御案内のとおり、フローラがオープンしてから6カ月間経過いたしているわけでありますが、フローラは基本的には休館日は毎月第1、第3の水曜日であります。そういうことから、土曜日、日曜日、祭日の営業日は当然これまでは職員が休みでございました。施設の管理については、その休みのときには警備保障会社の人的警備を行っておりましたが、テナント社からの強い要望もありますし、また市として6カ月間を振り返ってみて、土曜日、日曜日の連続する2日間を職員があけるということは、管理上何かと不都合であるということで、少なくとも土曜日、日曜日のどちらか1日は臨時職員を含めた中の職員体制が必要ではないかというように考えております。

したがって、臨時職員としての身分で、土曜日、あるいは日曜日を1人で勤務させるということは、臨時職員 としての職の遂行上好ましくないのではないかということで、いろいろ検討してまいりました。そういうことを 予算編成期間にいろいろ検討しておりまして、そうしている中で、予算も固まった時期でもありました。

そういうことで、職員の雇用の方法によっては予算に計上する節が異なってきますので、雇用の方法が決まった段階で既決予算から流用して対処をしたいということで検討をしてきたところであります。

その結果、現在はこの4月1日より従来の臨時職員に替えまして、地方公務員法第3条第3項第3号に規定されている非常勤の嘱託員として雇用して、土曜日、日曜日の出勤も可能にしたいというように考えております。 そういうことで、フローラの利用促進に対応してまいりたいというふうに考えております。

これらの形態の嘱託員は現在市において約30名を超えるほどおります。ということは、各職場の勤務実態にお

いて雇用されているようでありまして、非常勤ということでありますので、勤務時間は週30時間以内で振り割りをしまして、勤務の対価は1節の報酬の節に今後計上して対応していきたいというように考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員、きょうは本会議でございますので、予算委員会もありますので、余り突っ込んだような質問しないようにひとつお願いいたします。

伊藤 諭議員 石川西洲崎線の関係でありますけれども、土地開発公社からの買い戻しのためにそういう扱いをしているんだと、こういうことでありますが、この石川西洲崎線の工事費総額が4億4,600万円ということであるようでありますけれども、公社から買い戻しをするということであれば、これは15節と17節になぜ分けて、そういう理論がまかり通るとすれば、工事請負費は工事請負費、そして公有財産と移転補償だけなぜ一緒に節に上げているのかと。

工事請負費を計算をすると、大体 9,932万ですね。今、課長がおっしゃるようなことから言えば、1本で上げるのが筋なのではないかというふうに思いますが、ここだけ分けて公有財産購入費と物件移転補償費を一緒にするというのは、どうも理論的にもおかしいのではないかというふうに思いますが、その辺についての御見解をお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、フローラのやつは、あわせて人件費幾らなのかお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 土木課長。

安達勝雄士木課長 17節の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように、公社に委託をして、すべてが全部終わっているわけでございます。上物につきましても、現場がいわゆる解体移転、あるいは立ち木等々になるかと思いますけれども、それから動産の移転とか、いわゆる形としては既に終わったものというか、そういったもののいわゆる全体的な評価ということになるわけです。いわゆる土地代の中に全部それが含まれるわけでございますので、この扱いとしては17節の中で幾らというふうになるということを申し上げたところでございます。

なお、15節の工事費につきましては、これは市の方で今から発注する工事費でございますので、これは終わっているわけでございません。これから設計を組んで、入札をかけて、これから市が発注するものでございますから、予算の中で執行していくと。

17節につきましては、これは形もなくなるものもありますので、一括して買い戻しをするという内容になるわけでございます。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 ただいま申し上げた臨時職員にかわる嘱託員の報酬として、月額14万 円 3,000円 を見込んでおります。月額14万 3,000 円といいますと、年間約百六、七十万円ぐらいの経費だというふうに思います。従前の臨時職員とほぼ同額の経費を見込んでおります。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。(「正職員のうち商工費から流用しているもの」の声あり) 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 正職員分につきましては、10名分を一括計上しておりますので、その分というようなことはちょっと資料がございませんので、答弁できませんので、よろしくお願いします。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 この議案は再任用に関する新しい制度が盛り込まれた条例だというふうに認識をしているわけでありますけれども、この15ページ以降の給料表を見ますと、例えば15ページの一番下、再任用職員ということで、ここで再任用職員の賃金を1級から8級までこういう賃金だと、給与だと、こういうことで定められているようでありますけれども、この1級から8級というのは、給与条例の級別職務分類表によりますと、それぞれ職務分担が主事補・技師補とかから課長まで、こういう格好で係長は4級ですよと、補佐級は6級ですよと、こういう格好で職務分担表が決まっているわけですね。

再任用される場合、一たん職員を退職をして、再任用するわけでありますけれども、一たん退職をして、また課長職、あるいは補佐職ということで採用するという前提で、こういう給料表を作成をされているかのかどうか、この辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えします。

この給料表については、現職を対象というふうな考え方では考えておりません。それで、新たに今度は市長が 任命するわけでございますが、その時点で格付けは決定することになります。それで、この点につきましては具 体的にはまだ組合との交渉もあれしてませんので、今後組合と詰めながら、格付け等については検討してまいり たいというふうに考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 今の答弁で大体了解しましたけれども、そういうことで、職場に混乱の起きないような制度 システムでぜひ運営上もお願いしたいというふうに思います。 佐竹敬一議長 議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 この議第33号は国民健康保険税条例の一部改正ということなんですが、これは中身を見てみますと、理由が介護納付金の額が増額となることに伴い、国民健康保険税の介護分にかかる所得割、資産割、平等割及び均等割、平等割の各案分率について改正をするということになっておりますけれども、介護納付金というのは、どのような基準で納めることになっているのでしょうか。ひとつお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 介護納付金につきましては、社会保険審査支払基金の方から、それぞれの保険者に 金額が示されます。これによって、それぞれの保険者がその財源を確保しまして納入すると、こういう形になり ます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 そうしますと、その年の介護に給付した金額、その全国的な金額の状況を見て、それに必要なものを各市町村に案分するということで、後年度払いといいますか、結果を見てそれにかかった分の負担金を各市町村が納付をするというふうな形になるわけですか。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 それぞれの年度の介護保険給付費を見込みまして、それを全国レベルで案分するという形になります。

したがって、それぞれの医療保険に加入している人、40歳以上の方で加入している人 1 人何ぼという形で納付金の額が請求されることになっています。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 そうしますと、額が増額になったということは、どういうふうに考えればいいのかなと今ちょっとわからなくているんですけれども、去年の4月から介護保険が導入されて、そのための介護保険料が第2号被保険者の場合は国民健康保険税と一緒に納めるというふうになって、寒河江の場合の案分率が決まったわけですが、その案分率では支払うのに不足をしたということで、今回この改正をしようということだと思うんですけれども、それが毎年国からこれだけの納付額がありますから納めてくださいと言われてくるのだと思いますが、その年によって、それでは寒河江の方で集めたお金が足りなくなる、または多くなるという事態が生じてくるの

かどうかお聞きをしたいのですが。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 年度ごとの対応になりますので、多くなったり少なくなったりということがありますけれども、介護保険制度が市民の中に全国的に定着してきますと、給付額そのものは伸びてきますので、少なくなるということはないのかなという感じがしています。

ですけれども、毎年毎年変わる可能性はございます。

以上です。

佐竹敬一議長 3 問になりました。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 この問題、ちょっと議員団でもいろいろ検討してみたんですけれども、よく理解できないのは、例えば、寒河江の場合は限度いっぱい利用している人がほとんどいなくて、給付額の平均で大体3割というふうな結果が出ています。

そうすると、こういうふうに全国で今課長が言ったように利用者が増えまして、目いっぱい、枠いっぱい利用するというふうなことになりますと、3倍になるというふうに単純に理解するわけですけれども、いわゆる保険料が3倍になるのではないかと、今の案分でいきますとですね。つまり、いわゆる認定のレベルに応じて利用できる金額が違ってきますよね。それが1から5まであるわけですけれども、要介護から合わせますと6段階あるわけですが、それの利用限度額に照らして、現在寒河江市の利用者は大体平均で3割と、利用料の利用割合がですね。そうすると、これはだんだんなじんできて、利用料が高くてなかなか払えないなんて人もいると思いますけれども、そういうのを計算しないで単純にならして、限度いっぱい、枠いっぱい利用したとしますと、現行の3倍の枠の利用が出てくると、金額でいきますとですね。そういうふうになると思うんですけれども、そういうふうにいろいろ変動する中で目いっぱい利用された場合、現在寒河江市が今示している介護保険料の料率、所得割、世帯割、資産割、均等割というやつが3倍になるというのではないかと。

あるいは限度額も7万円で頭打ちになっていますけれども、それも10万とか15万とかというふうになるのではないかという推測をしたわけですけれども、そこら辺の考え方はどうなのかお聞かせいただきたい。

しかも、政府が案分するということですので、寒河江市が自主的に設定するということはできないのではないかという気がしますので、いわばあなた任せというふうな税なのではないのかなというふうに思いますので、その辺ももう少しはっきりとした考え方ですね、税率の設定の考え方をお聞かせをいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

この制度は2号保険料にかかわる問題でございまして、介護保険の利用がそれぞれの自治体ごとに差があって はなかなか対応できないというようなことで、制度的にこういった制度をつくっているわけでございます。

したがって、利用状況に応じてそれぞれの保険者から負担してもらう保険料を算出すると、こういうような制度が今とられているわけですので、これによってそれぞれ保険者ごとにどういった方法で財源を確保するかと、こういうようなことを考えて、そして負担をしていくと、こういうことになろうかと思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 詰めて言うと、国民健康保険加入者の所得に対して介護保険料は賦課しますよというふうな 考え方で設定された料金ですよね。

だから、当初スタート時点から見ると、それぞれ案分率を上げて、そして増税になるわけですよね、平たく言いますと。それが、たかが11カ月、12カ月程度の現在の利用状況の中で、既に初年度に設定したものよりもはるかに足りなくなっているというふうな説明だと思うんですけれども、これがどんどんと利用者がふえていきますと、今の現行の設定金額では全然足りないんじゃないかなというのは単純に思うわけですよ、推測するわけです

けれども。そういう考え方でいいのかということなんです。それをお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 12年度と13年度の比較で申し上げますと、11年度は保険給付費の総額が11カ月でございました。3月から2月までの形になりますけれども、スタートの年は4月から始まっていますので、11カ月分の保険給付費に対する介護保険納付金と、こういうことでございます。

したがって、13年度分は12年度分と比較して1カ月多くなっていると、こういうことで、通年ベースになってきたと、こういうことで私どもは考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 この第39号は松の木が市道にはみ出ていて、それに車がぶつかったというふうなことでありますけれども、松の木の所有者はだれなのか。もし寒河江市のものでない場合、松の木の所有者と道路管理者である寒河江市との賠償責任の負担などというものはどのようになっているか、したのかということ。

もし、張り出した松を切ってもらうような要請を市がしていた場合、その賠償責任の負担に違いというものが 生じてくるのかどうなのか。

あるいはその後、そういう箇所というのはもちろんパトロールされているいろ点検されているというふうに思うんですが、そういう箇所というのはどの程度あるのか。そして、その後どういう対応をされているのかということでお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 土木課長。

安達勝雄土木課長 所有者の関係につきましては、民地の方が市道上に松の木の枝を出しておったということが、まず第1点。

それから、松の木と市とのかかわりですけれども、いろいろなケースがあろうかと思いますけれども、このたびの松の木の関係につきましては、車の運転手、車の所有者といいますか、車の所有者と松の木の所有者の間で解決をしたという形になっております。

それから、パトロールの関係ですけれども、パトロールについては行っておりますけれども、箇所数につきましてもいろいろな道路上にはみ出るケースがいろいろあります。そういった中でも、とにかくパトロールで道路 敷地内に出ているなというような箇所につきましても、大体箇所数につきましては80カ所ぐらいございます。

そんなことで、毎年パトロールを毎年というか、大きくは2年に一遍やっているんですけれども、対応につきましては現場で所有者の方に御指導を申し上げながら、留守の場合は電話でお願いをしているというふうになります。

ちょっと済みません、勘違いしている点がありましたら、ちょっと整理させていただきます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今の話ですと、松の木の所有者と車の所有者、車が壊れた方の人とで話をして解決したんだと。だとすれば、市出てこないのではないのかなというふうにも思うわけですし、だとすれば、もちろん松の木の所有者とあと道路管理責任ということで市もあると。そうした場合に、被害の賠償責任の案分があって、市と松の木の所有者と何割かずつ出してしたんだかというふうに思うんだけれど、この契約からすると、そうでなくて、この人とだけになっているんだか、そこらちょっとわからないからお尋ねしたんですが、ちょっと今の答弁聞いても皆さんもわからないと思うんです。だから、もう一度整理して教えていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 土木課長。

安達勝雄土木課長 寒河江市と車の所有者の間で示談が成立したと、こういう内容でございます。(「松の木の所有者はだれだと聞いたの」の声あり)

安達勝雄士木課長 松の木の所有者、それから道路管理者、それから運転手、それぞれ過失というか、それ ぞれあるわけですけれども、この件につきましては、保険会社の方ともいろいる相談して進めてきたわけですけれども、基本的に考え方としては松の木も市も運転者もそれぞれ過失というものはあるわけですけれども……、 松の木の方につきましては車の方で話をなったということで、今回は車の所有者と道路管理者の方の管理責任を 問われたというふうなことの今回の請求になります。

佐竹敬一議長 議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第46、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第5号及び議第12号から議第22号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算 特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号及び議第12号から議第22号までの12案件は、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第47、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付 託いたします。

委員会付託案件表

217 12 11 21 21 11 11 11 11		
委員	会	付 託 案 件
総務	美員会	議第23号、議第24号、議第25号、議第27号、議第28号、議第40号
文教経済	斉委員会	議第29号、議第30号、議第31号、議第35号、議第37号、、請願第2号
厚生	委員 会	議第8号、議第9号、 議第10号、議第11号、議第26号、議第32号 議第33号、 議第38号、請願第1号
建設。	委員 会	議第6号、議第7号、議第34号、議第36号 議第39号
予算特別	引委員会	議第5号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号

散 会 午後3時06分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでございました。